◆独禁法典

第十条

第七条の二

一般指定

第八十五条 (命令取消訴訟の管轄等)

第四十九条(意見聴取手続)

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

第八章 公正取引委員会

二十六条)

第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等

(第二十七条—第四十四条)

附則

(略)

② この法律において「事業者団体」とは、事業者

用については、これを事業者とみなす。

としての共通の利益を増進することを主たる目的

代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適

者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、

金融業その他の事業を行う者をいう。事業

百十八条)

第十二章 犯則事件の調査等(第百一条―第 第十一章 罰則 (第八十九条—第百条) 第十章

第九章 訴訟 (第七十七条—第八十八条)

第二条 この法律において「事業者」とは、商業、

促進することを目的とする。

雑則 (第七十一条—第七十六条) 手続(第四十五条―第七十条の十二)

雑則(第八十八条の二)

第五章 不公正な取引方法 (第十九条—第二十条

十八条)

第四章 株式の保有、役員の兼任、合併、分割、 第三章の二 独占的状態 (第八条の四)

株式移転及び事業の譲受け(第九条―第

目的

第一章

総則

第一条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及

び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度

第七章 差止請求及び損害賠償(第二十四条—第 第六章 適用除外(第二十一条—第二十三条)

# 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14

作成: 白石忠志

第五項関係)を溶け込ませたもの。行政 年法律第六十七号)(独禁法第二十三条 政法人通則法改正法整備法(平成二十六 法(平成二十五年法律第百号)及び独立行 いる法律に対し平成二十五年独禁法改正 いため、併記の形とした(独禁法第七十 六十九号) による改正は、施行期日が遠 不服審查法整備法(平成二十六年法律第 平成二十六年四月一日現在で施行されて

条の十二及び第百十八条関係)。

## ◆独禁法曲

を公布せしめる。 公正取引の確保に関する法律を裁可し、ここにこれ 朕は、帝國議会の協賛を経た私的独占の禁止及び

## 名 御

御

昭和二十二年四月十二日

(大臣の署名は略)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律目

第七条の二) 私的独占及び不当な取引制限(第三条―

事業者団体(第八条―第八条の三)

法律第五十四号(官報 昭和二十二年四月十四日)

総則 (第一条・第1 条

第一章 第 第三章 章

- 1 -

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所

公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発

得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保

- 2 -

するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を

産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切

の集中を防止して、結合、協定等の方法による生

の事業活動の不当な拘束を排除することにより、

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

る一定の事業分野において、次に掲げる市場構造 の額に相当する額を控除した額とする。)の政令 において供給されたもの(輸出されたものを除 ることができる商品を含む。)(以下この項におい 設又は態様に重要な変更を加えることなく供給す 超える場合における当該一定の商品又は役務に係 で定める最近の一年間における合計額が千億円を 提供を受ける者に当該役務に関して課される租税 おいて供給された同種の役務の価額(当該役務の に相当する額を控除した額とする。)又は国内に く。)の価額(当該商品に直接課される租税の額 能及び効用が著しく類似している他の商品で国内 て「一定の商品」という。)並びにこれとその機 商品(当該同種の商品に係る通常の事業活動の施 及び市場における弊害があることをいう。 当該一年間において、一の事業者の事業分野

数量(数量によることが適当でない場合にあつ く。)又は国内において供給された当該役務の において供給されたもの(輸出されたものを除 及び効用が著しく類似している他の商品で国内 占拠率(当該一定の商品並びにこれとその機能

者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、 当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加え

⑦ この法律において「独占的状態」とは、同種の

ける競争を実質的に制限することをいう。

いい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二 とする二以上の事業者の結合体又はその連合体を 以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、

含む。)である社団法人その他の社団 二以上の事業者が社員(社員に準ずるものを

一 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業 その他の財団 務の執行又はその存立を支配している財団法人

三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約

役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若 しくは支店の事業の主任者をいう。 執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査 この法律において「役員」とは、理事、取締役 を主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んで して商業、工業、金融業その他の事業を営むこと

いるものを含まないものとする。 資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的と

による二以上の事業者の結合体

この法律において「競争」とは、二以上の事業

4

を供給すること

できる状態をいう。 ることなく次に掲げる行為をし、又はすることが 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務

務の供給を受けること 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役

この法律において「私的独占」とは、事業者が

単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀 より、公共の利益に反して、一定の取引分野にお 互にその事業活動を拘束し、又は遂行することに 製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相 し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、 るかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定 業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてす とにより、公共の利益に反して、一定の取引分野 他の事業者の事業活動を排除し、又は支配するこ し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、 における競争を実質的に制限することをいう。 この法律において「不当な取引制限」とは、事 - 3 -

一 他の事業者が当該事業分野に属する事業を新 る割合をいう。以下この号において同じ。)が 事業分野占拠率の合計が四分の三を超えている 二分の一を超え、又は二の事業者のそれぞれの く類似している他の商品又は役務の数量の占め 定の商品並びにこれとその機能及び効用が著し て同じ。)のうち当該事業者が供給した当該一 ては、これらの価額とする。以下この号におい

たに営むことを著しく困難にする事情があるこ

三 当該事業者の供給する当該一定の商品又は役 務につき、相当の期間、需給の変動及びその供 が著しく、又はその低下がきん少であり、かつ、 給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇 当該事業者がその期間次のいずれかに該当して

イ 当該事業者の属する政令で定める業種にお しく超える率の利益を得ていること。 ける標準的な政令で定める種類の利益率を著

口

当該事業者の属する事業分野における事業

- 4

の他取引の相手方に不利益となるように取引 の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、そ

の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引

引し、唆し、若しくは強制すること。 の不利益となる行為をするように、不当に誘 き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価 受領した後当該商品を当該取引の相手方に引 を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を ロ 継続して取引する相手方に対して、自己の

ために金銭、役務その他の経済上の利益を提

ホ

自己の取引上の地位を不当に利用して相手

方と取引すること。

自己又は自己が株主若しくは役員である会

役務以外の商品又は役務を購入させること。

二 相手方の事業活動を不当に拘束する条件を

に誘引し、又は強制すること。

もつて取引すること。

同じ。)に対して、当該取引に係る商品又は

供させること。

取引の相手方からの取引に係る商品の受領

口

不当に競争者の顧客を自己と取引するよう 不当な対価をもつて取引すること。 おそれがあるもののうち、公正取引委員会が指

一般指定

不当に他の事業者を差別的に取り扱うこ 不公正な取引方法

(昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号)

[平成二十一年公正取引委員会告示第十八号

該当する行為であつて、公正な競争を阻害する

前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに

を実施すること。

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

を支出していること。 者の標準的な販売費及び一般管理費に比し著 しく過大と認められる販売費及び一般管理費

- は、これらの事情を考慮して、前項の金額につき 政令で別段の定めをするものとする。 荷の状況及び卸売物価に著しい変動が生じたとき 経済事情が変化して国内における生産業者の出
- 次の各号のいずれかに該当する行為をいう。 この法律において「不公正な取引方法」とは 次のいずれかに該当する行為をすること。 正当な理由がないのに、競争者と共同して、 給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内 ある事業者に対し、供給を拒絶し、又は供

口

- 5 -

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

容を制限すること。

二 不当に、地域又は相手方により差別的な対価 とであつて、他の事業者の事業活動を困難にさ をもつて、商品又は役務を継続して供給するこ せるおそれがあるもの の数量若しくは内容を制限させること。 拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務 他の事業者に、ある事業者に対する供給を

> 三 正当な理由がないのに、商品又は役務をその 動を困難にさせるおそれがあるもの 供給に要する費用を著しく下回る対価で継続し て供給することであつて、他の事業者の事業活

当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘 束の条件を付けて、当該商品を供給すること。 自己の供給する商品を購入する相手方に、正 束すること。 手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘 価格を定めてこれを維持させることその他相 相手方に対しその販売する当該商品の販売

者の当該商品の販売価格を定めて相手方をし 格の自由な決定を拘束させること。 相手方をして当該事業者の当該商品の販売価 て当該事業者にこれを維持させることその他 相手方の販売する当該商品を購入する事業

ことを利用して、正常な商慣習に照らして不当 自己の取引上の地位が相手方に優越している 取引しようとする相手方を含む。口において 継続して取引する相手方(新たに継続して 次のいずれかに該当する行為をすること。

## による改正後のものご

## (共同の取引拒絶)

他の事業者(以下「競争者」という。)と共同して、 次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。 正当な理由がないのに、自己と競争関係にある

二 他の事業者に、ある事業者から商品若しくは けることを拒絶し、又は供給を受ける商品若し を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容 役務の供給を受けることを拒絶させ、又は供給 くは役務の数量若しくは内容を制限すること。 ある事業者から商品若しくは役務の供給を受

5

を制限させること。

2 不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しく (その他の取引拒絶)

は取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内 容を制限し、又は他の事業者にこれらに該当する 行為をさせること。

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法 律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「法」と

> らの供給を受けること をもつて、商品若しくは役務を供給し、又はこれ か、不当に、地域又は相手方により差別的な対価 いう。)第二条第九項第二号に該当する行為のほ

## (取引条件等の差別取扱い)

について有利な又は不利な取扱いをすること。 (事業者団体における差別取扱い等) 不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施

扱い、その事業者の事業活動を困難にさせること。 不当に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共 同行為においてある事業者を不当に差別的に取り 事業者団体若しくは共同行為からある事業者を

- 7 -

業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるこ 不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事 法第二条第九項第三号に該当する行為のほか、

## (不当高価購入)

7 不当に商品又は役務を高い対価で購入し、他の 事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるこ

とその取引の相手方との取引を不当に妨害 社と国内において競争関係にある他の事業者

て、その会社の株主若しくは役員をその会社 し、又は当該事業者が会社である場合におい

- 6

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典 競争者の顧客を自己と取引するように誘引するこ 競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引 件その他これらの取引に関する事項について、実 又は有利であると顧客に誤認させることにより、 際のもの又は競争者に係るものよりも著しく優良 (抱き合わせ販売等) (不当な利益による顧客誘引) 正常な商慣習に照らして不当な利益をもつて、

10 相手方に対し、不当に、商品又は役務の供給に 併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定す る事業者から購入させ、その他自己又は自己の指 定する事業者と取引するように強制すること。 (排他条件付取引)

11 不当に、相手方が競争者と取引しないことを条 件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機 会を減少させるおそれがあること (拘束条件付取引)

> のほか、相手方とその取引の相手方との取引その 他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけ て、当該相手方と取引すること。 法第二条第九項第四号又は前項に該当する行為

自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条

# (取引の相手方の役員選任への不当干渉)

任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は (法第二条第三項の役員をいう。以下同じ。) の選 取引の相手方である会社に対し、当該会社の役員 とを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、 自己の承認を受けさせること。 自己の取引上の地位が相手方に優越しているこ

## (競争者に対する取引妨害)

14 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と 引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、 するかを問わず、その取引を不当に妨害すること。 契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもつて 国内において競争関係にある他の事業者とその取 (競争会社に対する内部干渉)

国内において競争関係にある会社の株主又は役員 に対し、株主権の行使、株式の譲渡、秘密の漏え 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と 期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為

2

行為の実行としての事業活動がなくなる日までの 行為の実行としての事業活動を行つた日から当該 に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該 をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節

国際的契約で次の各号のいずれかに該当するもの

となるもの

供給量又は購入量 市場占有率

に制限することによりその対価に影響すること

商品又は役務について次のいずれかを実質的

商品又は役務の対価に係るもの

に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは

《不当な取引制限の場合の課徴金納付命令》 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限

【課徴金納付命令】

円未満であるときは、その納付を命ずることがで

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

その会社の不利益となる行為をするように、不当 いその他いかなる方法をもつてするかを問わず、 に誘引し、そそのかし、又は強制すること。

2

## 第二章 私的独占及び不当な取引制限

## 第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限を してはならない。 【私的独占及び不当な取引制限の禁止】

第四条及び第五条 削除

第六条 事業者は、不当な取引制限又は不公正な取 引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又 は国際的契約をしてはならない。 【国際的協定等の規制】

【排除措置命令】

第七条 第三条又は前条の規定に違反する行為があ 定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差 るときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規 止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違

> ことができる。 反する行為を排除するために必要な措置を命ずる

も、特に必要があると認めるときは、第八章第二 の限りでない。 為がなくなつた日から五年を経過したときは、こ 要な措置を命ずることができる。ただし、当該行 他当該行為が排除されたことを確保するために必 当該行為が既になくなつている旨の周知措置その 節に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、 反する行為が既になくなつている場合において 公正取引委員会は、第三条又は前条の規定に違

当該行為をした事業者

- 9 -

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

み替えるものとする。

ける合併後存続し、又は合併により設立された いて、当該法人が合併により消滅したときにお 当該行為をした事業者が法人である場合にお

三 当該行為をした事業者が法人である場合にお 事業の全部又は一部を承継した法人 いて、当該法人から分割により当該行為に係る

業の全部又は一部を譲り受けた事業者 当該行為をした事業者から当該行為に係る事

> 為に係る一定の取引分野において当該商品又は役 のは「(当該事業者が小売業を営む場合は百分の 三、卸売業については百分の二とする。)」とある 算定した売上額」と、「(小売業については百分の 給したものを除く。) の政令で定める方法により 給した当該商品又は役務(当該被支配事業者に供 及び当該一定の取引分野において当該事業者が供 務を供給するために必要な商品又は役務を含む。) た当該商品又は役務(当該被支配事業者が当該行 三、卸売業を営む場合は百分の二とする。)」と読

一 次のいずれかを実質的に制限することにより その対価に係るもの

その対価に影響することとなるもの 供給量

取引の相手方 市場占有率

《市場占有率の定義》

3

される商品若しくは役務の数量のうち一若しくは は、一定の取引分野において一定の期間内に供給 前二項及び第八項に規定する「市場占有率」と

> の事業者が供給し、若しくは供給を受ける当該商 当該商品若しくは役務の数量の占める割合又は一 品若しくは役務の価額の占める割合をいう。 商品若しくは役務の価額のうち一若しくは二以上 定の取引分野において一定の期間内に供給される 二以上の事業者が供給し、若しくは供給を受ける

《排除型私的独占の場合の課徴金納付命令》

為がなくなる日までの期間(当該期間が三年を超 排除することによるものに限り、第二項の規定に 役務を供給する他の事業者に供給したものを除 定の取引分野において当該事業者が供給した商品 **為期間」という。)における、当該行為に係る一** 委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、 該当するものを除く。)をしたときは、公正取引 又は役務を供給する他の事業者に当該事業者が供 く。)及び当該一定の取引分野において当該商品 又は役務(当該一定の取引分野において商品又は えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼ 当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行 つて三年間とする。第二十七項において「違反行 事業者が、私的独占(他の事業者の事業活動を - 11 -

算定した売上額に百分の六(当該事業者が小売業 を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分 品又は役務を含む。) の政令で定める方法により 者が当該商品又は役務を供給するために必要な商 おいて当該商品又は役務を供給する当該他の事業 その納付を命ずることができない。 い。ただし、その額が百万円未満であるときは、 徴金を国庫に納付することを命じなければならな の一とする。)を乗じて得た額に相当する額の課 給した当該商品又は役務(当該一定の取引分野に 《小規模事業者が不当な取引制限をした場合の

⑤〔回前④〕 第一項の場合において、当該事業者が とあるのは「百分の一・二」と、「百分の二」とあ 次のいずれかに該当する者であるときは、同項中 るのは「百分の一」とする。 「百分の十」とあるのは「百分の四」と、「百分の三」 輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げ の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運 社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会

卸売業については百分の二とする。)を乗じて得 購入額)に百分の十(小売業については百分の三、

を命じなければならない。ただし、その額が百万 た額に相当する額の課徴金を国庫に納付すること

とあるのは「当該事業者が被支配事業者に供給し

務の政令で定める方法により算定した購入額)\_ ることに係るものである場合は、当該商品又は役 た売上額(当該行為が商品又は役務の供給を受け 供給を受けることに係るものである場合は、当該

より算定した売上額(当該行為が商品又は役務の における当該商品又は役務の政令で定める方法に ぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。) の実行としての事業活動がなくなる日からさかの

商品又は役務の政令で定める方法により算定した

該商品又は役務の政令で定める方法により算定し

た場合に準用する。この場合において、前項中「当 ついて、次の各号のいずれかに該当するものをし 配事業者」という。)が供給する商品又は役務に で、当該他の事業者(以下この項において「被支 者の事業活動を支配することによるものに限る。)

前項の規定は、事業者が、私的独占(他の事業

《支配型私的独占の場合の課徴金納付命令》

取引の相手方

に属する事業を主たる事業として営むもの る業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)

事業として営むもの で定める業種を除く。)に属する事業を主たる 会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令 社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の

の政令で定める業種を除く。)に属する事業を の会社及び個人であつて、サービス業(第五号 主たる事業として営むもの 会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下

令で定める業種を除く。) に属する事業を主た 下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政 会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以 る事業として営むもの 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の

以下の会社及び個人であつて、その政令で定め 政令で定める金額以下の会社並びに常時使用す る従業員の数がその業種ごとに政令で定める数 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに - 10 -

ある者(当該命令が確定している場合に限る。

くは第四項の規定による命令を受けたことが

調査開始日から遡り十年以内に、第一項若し

次号において同じ。)又は第十八項若しくは第

用を受ける者であるときは、この限りでない。

とを企て、かつ、他の事業者に対し当該違反行

単独で又は共同して、当該違反行為をするこ

- 14 -

とする。ただし、当該事業者が、次項の規定の適 一・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」

一十一項の規定による通知若しくは第六十三条

一 第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第

第二項の規定による決定を受けたことがある者

百二条第一項に規定する処分が行われなかつた

項の規定による通知若しくは第六十三条第二項

たことがある者又は第十八項若しくは第二十一 第一項若しくは第四項の規定による命令を受け いて事前通知を受けた日から遡り十年以内に、 場合において、当該事業者が当該違反行為につ

の規定による決定を受けたことがある者

《不当な取引制限を主導した場合の加重算定率》

三 前二号に掲げる者のほか、単独で又は共同し

指定した者

購入量、市場占有率又は取引の相手方について に係る商品若しくは役務に係る対価、供給量、 二 単独で又は共同して、他の事業者の求めに応

又はやめさせなかつた者

し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、 為をすること又はやめないことを要求し、依頼

じて、継続的に他の事業者に対し当該違反行為

きは、この限りでない。

業者が、第九項の規定の適用を受ける者であると

は「百分の四・五」と、「百分の二」とあるのは「百

分の六」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の 分の三」と、第五項中「百分の四」とあるのは「百 当する者であるときは、同項中「百分の十」とあ

において、当該事業者が次の各号のいずれかに該

第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合

るのは「百分の十五」と、「百分の三」とあるの

に係る事件について第四十七条第一項第四号に掲

る業種に属する事業を主たる事業として営むも

⑥〔回前⑤〕 第一項の規定により課徴金の納付を命 ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為 六 協業組合その他の特別の法律により協同して 組合(組合の連合会を含む。)のうち、政令で 定めるところにより、前各号に定める業種ごと 《早期に短期で不当な取引制限を取りやめた場 事業を行うことを主たる目的として設立された に当該各号に定める規模に相当する規模のもの

とあるのは「百分の一・八」と、「百分の一」とあ げる処分又は第百二条第一項に規定する処分が最 分の四」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・二」 日)までに当該違反行為をやめた者(当該違反行 る第五十条第一項の規定による通知(次項、第十 なかつたときは、当該事業者が当該違反行為につ 初に行われた日(以下この条において「調査開始 るのは「百分の一・五」とする。ただし、当該事 て「事前通知」という。)を受けた日の一月前の 項及び第二十条の二から第二十条の五までにおい いて第六十二条第四項において読み替えて準用す 日」という。)の一月前の日(当該処分が行われ 一」とあるのは「百分の一・五」と、第五項中「百 8

の規定の適用を受ける者であるときは、この限り る。ただし、当該事業者が、次項から第九項まで 三・二と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一」 でない。 二・四」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・ 「百分の八」と、「百分の三」とあるのは「百分の 為に係る実行期間が二年未満である場合に限る。) 六」と、前項中「百分の四」とあるのは「百分の であるときは、第一項中「百分の十」とあるのは 「百分の一」とあるのは「百分の○・八」とす

- 13 -

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

⑦〔回前⑥〕 第一項(第二項において読み替えて 「百分の二」とあるのは「百分の三」と、「百分の のは「百分の十五」と、「百分の三」とあるのは「百 る者であるときは、第一項中「百分の十」とある 四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合にお 準用する場合を含む。以下この項、第十九項、第 と、第四項中「百分の六」とあるのは「百分の九」と、 分の四・五」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」 いて、当該事業者が次の各号のいずれかに該当す 二十二項及び第二十三項において同じ。)又は第 《違反行為を繰り返した場合の加重算定率》

又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆

ロ 他の事業者に対し当該違反行為に係る商品 占有率、取引の相手方その他当該違反行為の 又は役務に係る対価、供給量、購入量、市場 (専ら自己の取引について指定することを除 実行としての事業活動について指定すること

# 《加重原因が重複する場合の加重算定率》

とあるのは「百分の二・四」と、「百分の一」とあ 分の二」とあるのは「百分の四」と、第五項中「百 は、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の るのは「百分の二」とする。 二十」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百 及び前項各号のいずれかに該当する者であるとき 分の四」とあるのは「百分の八」と、「百分の一・二」 において、当該事業者が、第七項各号のいずれか 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合

## 課徴金の免除》 《調査開始日前の報告及び資料の提出に基づく

イ 他の事業者に対し当該違反行為をすること 該違反行為を容易にすべき重要なものをした者 て、次のいずれかに該当する行為であつて、当

- ⑩〔回前⑦〕 公正取引委員会は、第一項の規定に より課徴金を納付すべき事業者が次の各号のいず ものとする。 ず、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じない れにも該当する場合には、同項の規定にかかわら
- び第二十五項において同じ。)以後に行われた 為について事前通知を受けた日。次号、次項及 の調査開始日(第四十七条第一項第四号に掲げ 単独で、当該違反行為をした事業者のうち最初 場合を除く。)であること。 われなかつたときは、当該事業者が当該違反行 る処分又は第百二条第一項に規定する処分が行 資料の提出が当該違反行為に係る事件について 報告及び資料の提出を行つた者(当該報告及び に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の 公正取引委員会規則で定めるところにより、

- 15

二 当該違反行為に係る事件についての調査開始 日以後において、当該違反行為をしていた者で

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

# 《調査開始日前の報告及び資料の提出に基づく

を乗じて得た額を、それぞれ当該課徴金の額から より計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得 るときは同項又は第五項から第九項までの規定に 員会は、当該事業者が第一号及び第四号に該当す 減額するものとする。 での規定により計算した課徴金の額に百分の三十 に該当するときは第一項又は第五項から第九項ま た額を、第二号及び第四号又は第三号及び第四号 第一項の場合において、公正取引委

ての調査開始日以後に行われた場合を除く。 の報告及び資料の提出を行つた者(当該報告及 目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実 単独で、当該違反行為をした事業者のうち二番 び資料の提出が当該違反行為に係る事件につい 公正取引委員会規則で定めるところにより、

目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実 単独で、当該違反行為をした事業者のうち三番 公正取引委員会規則で定めるところにより、

> であること。 ての調査開始日以後に行われた場合を除く。) び資料の提出が当該違反行為に係る事件につい の報告及び資料の提出を行つた者(当該報告及

三 公正取引委員会規則で定めるところにより、 第一項に規定する報告又は同条第四項の措置そ 単独で、当該違反行為をした事業者のうち四番 合を除く。)であること。 る事件についての調査開始日以後に行われた場 (当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係 れている事実に係るものを除く。)を行つた者 の他により既に公正取引委員会によつて把握さ に係る事実の報告及び資料の提出(第四十五条 目又は五番目に公正取引委員会に当該違反行為

四〔回前三〕 当該違反行為に係る事件について の調査開始日以後において、 ていた者でないこと。 当該違反行為をし

## く課徴金の減額》 《調査開始日以後の報告及び資料の提出に基づ

⑫ [回前⑨] 第一項の場合において、公正取引委員 会は、当該違反行為について第十項第一号又は前

上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有

くは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以

いう。この場合において、会社及びその一若し む。以下同じ。)の過半数を有する他の会社を るものとみなされる株式についての議決権を含 八百七十九条第三項の規定により議決権を有す

イ

その者が当該二以上の事業者のうちの他の

同じ。)の議決権(株主総会において決議をす

会社(会社がその総株主(総社員を含む。以下

することができない株式についての議決権を除 ることができる事項の全部につき議決権を行使

三 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事

子会社等の関係にあつたこと。

に限る。)において、当該他の事業者と相互に 提出を行つた日からさかのぼり五年以内の期間

業者のうちの他の事業者と共同して当該違反行

為をした者でないものについて、次のいずれか

に該当する事実があること。

会社法(平成十七年法律第八十六号)第

合に限る。)については、第一項又は第五項から 出を行つた者の数を合計した数が三以下である場 あり、かつ、同号の規定による報告及び資料の提 から第三号までの規定による報告及び資料の提出 料の提出を行つた者の数が五に満たないときは、 減額するものとする。 分の三十を乗じて得た額を、当該課徴金の額から 第九項までの規定により計算した課徴金の額に百 料の提出を行つた者の数を合計した数が五以下で を行つた者の数と第一号の規定による報告及び資 れにも該当する者(第十項第一号又は前項第一号 当該違反行為をした事業者のうち次の各号のいず 13

に、公正取引委員会規則で定めるところにより、 事実の報告及び資料の提出(第四十七条第一項 単独で、公正取引委員会に当該違反行為に係る 日以後公正取引委員会規則で定める期日まで て把握されている事実に係るものを除く。)を る処分その他により既に公正取引委員会によつ 各号に掲げる処分又は第百二条第一項に規定す 当該違反行為に係る事件についての調査開始

行つた者

項第一号から第三号までの規定による報告及び資

おいて当該違反行為をしていた者以外の者 前号の報告及び資料の提出を行つた日以後に

# 《相互に子会社等である複数の事業者による報

数の計算については、当該二以上の事業者をもつ 規定による報告及び資料の提出を行つた事業者の 第十一項第一号から第三号まで及び前項第一号の の提出を行つた二以上の事業者について前三項の 単独で行つたものとみなして、当該報告及び資料 の報告及び資料の提出を行つた場合には、第一号 公正取引委員会規則で定めるところにより、共同 て一の事業者とする。 規定を適用する。この場合における第十項第一号、 該当する場合に限り、当該報告及び資料の提出を に該当し、かつ、第二号又は第三号のいずれかに して、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実 二以上の事業者(会社である場合に限る。)が、 第一項に規定する違反行為をした事業者のうち

提出の時において相互に子会社等(事業者の子

- 17 -

当該二以上の事業者が、当該報告及び資料の

④ 前項の場合において、会社が有する議決権並び 年法律第七十五号)第百四十七条第一項又は第 社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権に 百四十八条第一項の規定により発行者に対抗する は、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三 に会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会

る。

の規定による報告及び資料の提出を受けたとき ばならない。 は、当該報告及び資料の提出を行つた事業者に対 十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号 し、速やかに文書をもつてその旨を通知しなけれ

## 《追加の報告及び資料の提出》

第一項の規定による命令又は第十八項若しくは第 項までの規定のいずれかに該当する事業者に対し 二十一項の規定による通知をするまでの間、当該 公正取引委員会は、第十項から第十二 ことができない株式に係る議決権を含むものとす

# 《報告及び資料の提出を受けた旨の通知》

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

公正取引委員会は、第十項第一号、

は資料の提出を追加して求めることができる。 事業者に対し、当該違反行為に係る事実の報告又 《免除又は減額が認められない場合》

⑰ [回前⑫] 公正取引委員会が、第十項第一号、 から第十二項までの規定にかかわらず、これらの かに該当する事実があると認めるときは、第十項 による通知をするまでの間に、次の各号のいずれ の規定による報告及び資料の提出を行つた事業者 十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号 規定は適用しない。 に対して第一項の規定による命令又は次項の規定

報告及び資料の提出を行つた他の事業者のう じ。) が行つた当該報告又は提出した当該資料 ち、いずれか一以上の事業者。次号において同 は、当該事業者及び当該事業者と共同して当該 よる報告及び資料の提出を行つた者であるとき に虚偽の内容が含まれていたこと。 当該事業者(当該事業者が第十三項の規定に

報告若しくは資料の提出をしたこと。 た報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の 前項の場合において、当該事業者が求められ

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

- 18 -

[回前®] 公正取引委員会は、第十項の規定によ ることを妨害していたこと。 《課徴金免除通知》

## をすることを強要し、又は当該違反行為をやめ 外の事業者に対し)第一項に規定する違反行為 当該報告及び資料の提出を行つた他の事業者以 業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して を行つた他の事業者のうちいずれか一以上の事 当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出 提出を行つた者であるときは、当該事業者及び 事業者が第十三項の規定による報告及び資料の おいて、当該事業者が他の事業者に対し(当該 当該事業者がした当該違反行為に係る事件に

項の規定による命令をする際に(同項の規定によ 事件について当該事業者以外の事業者に対し第一 り課徴金の納付を命じないこととしたときは、同 とする。 業者に対し、文書をもつてその旨を通知するもの 規則で定めるときまでに)、これと併せて当該事 る命令をしない場合にあつては、公正取引委員会 項の規定に該当する事業者がした違反行為に係る

二 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事 業者のうちの他の事業者と共同して当該違反行

において同じ。)の関係にあること。

一である他の会社をいう。次号及び第二十五項 において同じ。)又は当該事業者と親会社が同 社を子会社とする他の会社をいう。以下この号

以下この項において同じ。)若しくは親会社(会 する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

又は分割の日から当該違反行為を開始したこ 承継させ、かつ、当該他の事業者が当該譲渡 該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を 部若しくは一部を譲渡し、又は分割により当 事業者に対して当該違反行為に係る事業の全

その者が、当該二以上の事業者のうちの他

該違反行為をした全期間(当該報告及び資料の 為をしたものが、当該他の事業者と共同して当

《発行者に対抗することができない株式に係る

当該違反行為を開始したこと。

承継し、かつ、当該譲受け又は分割の日から 該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を 若しくは一部を譲り受け、又は分割により当 の事業者から当該違反行為に係る事業の全部

## の調整》 《課徴金納付命令前に罰金の刑が確定した場合

⑲ ②前⑭〕 公正取引委員会は、第一項又は第四項 第一項、第四項から第九項まで、第十一項若しく 限りでない。 当該控除後の額が百万円未満であるときは、この は第十二項の規定により計算した額が当該罰金額 した額を課徴金の額とするものとする。ただし、 第一項、第四項から第九項まで、第十一項又は第 の場合において、同一事件について、当該事業者 の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は から当該罰金額の二分の一に相当する金額を控除 に対し、罰金の刑に処する確定裁判があるときは、 十二項の規定により計算した額に代えて、その額

# 《罰金との調整により課徴金納付命令をしない

場合》

⑩ [回前⑮] 前項ただし書の場合においては、公正 ない 取引委員会は、課徴金の納付を命ずることができ

旨の通知》 《罰金との調整により課徴金納付命令をしない より当該事業の全部若しくは一部を承継した子会 事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割に た違反行為及び当該法人が受けた命令等は、当該 以外の事由により消滅したときは、当該法人がし 反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併

減額に係る事項の政令への委任》

《合併、事業譲渡等の場合の課徴金の免除又は

社等と連帯して」とする。

るのは「受けた特定事業承継子会社等は、これら による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と は「特定事業承継子会社等に対し、この項の規定

連帯して」と、第二十二項中「受けた者は」とあ

者」とあるのは「当該違反行為をした事業者団体 五項又は第六項」と、「当該違反行為をした事業

の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会

十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政

前二項の場合において、第十項から第

令で定める。

《除斥期間》

る事件についての調査開始日以後においてその一 は当該法人(会社に限る。)が当該違反行為に係

して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又

又は二以上の子会社等に対して分割により当該違

等が二以上あるときは、第一項(第二項において

る。この場合において、当該特定事業承継子会社 受けた命令等とみなして、前各項の規定を適用す がした違反行為及び当該特定事業承継子会社等が 社等(以下「特定事業承継子会社等」という。)

②〔回前②〕 実行期間(第四項に規定する違反行

為については、違反行為期間)の終了した日から

違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができ 五年を経過したときは、公正取引委員会は、当該

者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等(第 読み替えて準用する場合を含む。)中「当該事業

二十五項に規定する特定事業承継子会社等をい

命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯し

読み替えて準用する場合を含む。)の規定による う。以下同じ。)に対し、この項(次項において

て」と、第四項中「当該事業者に対し」とあるの

【事業者団体に対する規制】

第三章 事業者団体

と併せて文書をもつてその旨を通知するものとす 事件について当該事業者以外の事業者に対し第一 項、第二項又は第四項に規定する違反行為に係る 処せられた事業者に対し、当該事業者がした第一 り課徴金の納付を命じない場合には、罰金の刑に 公正取引委員会規則で定めるときまでに)、これ れらの規定による命令をしない場合にあつては、 項(第二項において読み替えて準用する場合を含 む。)又は第四項の規定による命令をする際に(こ

## ②〔回前⑰〕 第一項又は第四項の規定による命令を 《課徴金の納付義務》

十一項、第十二項又は第十九項の規定により計算 受けた者は、第一項、第四項から第九項まで、第

②〔回前®〕 第一項、第四項から第九項まで、第 は、その端数は、切り捨てる。 した課徴金の額に一万円未満の端数があるとき 十一項、第十二項又は第十九項の規定により計算 した課徴金を納付しなければならない。 《端数の切捨て》

25

# (図前®) 公正取引委員会は、前項の規定によ

②〔回前⑩〕 第一項、第二項又は第四項に規定す 法人がした違反行為並びに当該法人が受けた第一 法人が受けた命令等とみなして、前各項及び次項 おいて「命令等」という。)は、合併後存続し、 第二項の規定による決定(以下この項及び次項に び第二十一項の規定による通知並びに第六十三条 む。)及び第四項の規定による命令、第十八項及 項(第二項において読み替えて準用する場合を含 て、当該法人が合併により消滅したときは、当該 る違反行為をした事業者が法人である場合におい の規定を適用する。 び当該合併後存続し、又は合併により設立された 又は合併により設立された法人がした違反行為及

## 譲渡等をしたうえで消滅した場合》 《違反行為をした法人が調査開始日以後に事業

日以後においてその一又は二以上の子会社等に対 人が当該違反行為に係る事件についての調査開始 をした事業者が法人である場合において、当該法

# 《違反行為をした法人が合併により消滅した場

第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為

する行為をしてはならない。 すること 一定の取引分野における競争を実質的に制限

第六条に規定する国際的協定又は国際的契約

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当

三 一定の事業分野における現在又は将来の事業 をすること。

四 構成事業者(事業者団体の構成員である事業 者をいう。以下同じ。)の機能又は活動を不当 者の数を制限すること。

五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為を に制限すること。

させるようにすること。

## - 21 -

第八条の二 前条の規定に違反する行為があるとき め、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要 手続に従い、事業者団体に対し、当該行為の差止 は、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する な措置を命ずることができる。 【排除措置命令】

② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

- 22 -

第七条の二第一項中「事業者が」とあるのは「事 と、「をやめた者(当該違反行為」とあるのは「の 文中「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」 とあるのは「当該特定事業者」と、同条第六項本 のためにする行為を行う役員、従業員、代理人そ 業者団体が」と、「当該事業者に対し」とあるの しての事業活動をしていた」と、同条第十一項中 業者」と、「をしていた」とあるのは「の実行と るのは「当該違反行為をした事業者団体の特定事 事業者」と、「当該違反行為をした事業者」とあ 業者」と、「当該事業者」とあるのは「当該特定 付すべき事業者」とあるのは「納付すべき特定事 の実行としての事業活動」と、同条第十項中「納 実行としての事業活動をやめた者(当該違反行為 いう。) に対し」と、同条第五項中「当該事業者」 者を含む。以下この条において「特定事業者」と の他の者が構成事業者である場合には、当該事業 は「当該事業者団体の構成事業者(事業者の利益 為が行われた場合に準用する。この場合において、 「又は第五項から第九項まで」とあるのは「、第 「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、

> ③ 公正取引委員会は、事業者団体に対し、第一項 項において同じ。)に対しても、第一項又は前項 確保するために必要な措置を命ずることができ において準用する第七条第二項に規定する措置を る場合には、当該事業者を含む。第二十六条第一 員、従業員、代理人その他の者が構成事業者であ 認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従 る措置を命ずる場合において、特に必要があると 又は前項において準用する第七条第二項に規定す 事業者(事業者の利益のためにする行為を行う役 い、当該団体の役員若しくは管理人又はその構成 - 23

## 【課徴金納付命令】

第八条の三 第七条の二第一項、第三項、第五項 第六項(ただし書を除く。)、第十項から第十八項 的契約をする場合に限る。)の規定に違反する行 に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際 第八条第一号(不当な取引制限に相当する行為を まで(第十三項第二号及び第三号を除く。)、第 する場合に限る。)又は第二号(不当な取引制限 二十二項、第二十三項及び第二十七項の規定は、

「一の事業者」とあるのは「一の特定事業者」と、 該当する」とあるのは「第一号に該当する」と、「行 する違反行為をした事業者」とあるのは「次条第 は「の実行としての事業活動をしていた」と、同 第五項又は第六項」と、「をしていた」とあるの と、「又は第五項から第九項まで」とあるのは「、 は「当該違反行為をした事業者団体の特定事業者」 の特定事業者」と、「をしていた」とあるのは「の に該当し、かつ、第二号又は第三号のいずれかに とあるのは「二以上の特定事業者」と、「第一号 する場合に限る。)の規定に違反する行為をした る事項を内容とする国際的協定又は国際的契約を 条第十三項各号列記以外の部分中「第一項に規定 実行としての事業活動をしていた」と、同条第 つた事業者」とあるのは「行つた特定事業者」と、 事業者団体の特定事業者」と、「二以上の事業者」 に限る。)又は第二号(不当な取引制限に該当す 十二項中「当該違反行為をした事業者」とあるの 一号(不当な取引制限に相当する行為をする場合

ついて配慮しなければならない。

資産及び収支その他の経理の状況

役員及び従業員の状況

業者及び関連事業者の事業活動の円滑な遂行並び

つては、次の各号に掲げる事項に基づき、当該事

公正取引委員会は、前項の措置を命ずるに当た

に当該事業者に雇用されている者の生活の安定に

2

国内の会社の株式を取得し、又は所有することに

会社(外国会社を含む。以下同じ。)は、他の

より国内において事業支配力が過度に集中するこ

七

Ŧi.

事業設備の状況

特許権、商標権その他の無体財産権の内容及

び技術上の特質

生産、販売等の能力及び状況

商品又は役務の供給及び流通の状況

性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力 著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連 係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が たつて著しく大きいこと、これらの会社の資金に の会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわ 式の所有により事業活動を支配している他の国内 こと」とは、会社及び子会社その他当該会社が株

において、当該株式取得会社が当該取得の後にお 社の株式の取得をさせようとする場合を含む。) ことができる場合において、受託者に株式発行会 合又は議決権の行使について受託者に指図を行う

は受益者となり議決権を行使することができる場

資金、原材料等の取得の能力及び状況

三 工場、事業場及び事務所の位置その他の立地

3

ととなる会社となつてはならない。

前二項において「事業支配力が過度に集中する

者」とあるのは「特定事業者」と、「した違反行為」 う」と、「をやめる」とあるのは「の実行として のは「当該違反行為の実行としての事業活動を行 以上の特定事業者」と、「当該事業者がした」と 事業者」と、「一以上の事業者」とあるのは「一 業者」と、「他の事業者」とあるのは「他の特定 以上の特定事業者」と、「事業者の」とあるのは 同項第一号中「二以上の事業者」とあるのは「二 の事業活動をやめる」と、同条第十八項中「事業 と、「第一項に規定する違反行為をする」とある 「以外の事業者」とあるのは「以外の特定事業者\_ 該事業者」とあるのは「対し(当該特定事業者」と、 あるのは「当該事業者団体がした」と、「対し(当 「及び当該事業者」とあるのは「及び当該特定事 当該事業者」とあるのは「、当該特定事業者」と、 るのは「当該特定事業者(当該特定事業者」と、「、 定事業者」と、「当該事業者(当該事業者」とあ 十七項中「行つた事業者」とあるのは「行つた特 該特定事業者」と、同条第十五項及び第十六項中 「特定事業者の」と、「当該事業者」とあるのは「当 「事業者」とあるのは「特定事業者」と、同条第

> 同条第二十七項中「実行期間(第四項に規定する 又は第十九項」とあるのは「又は第十二項」と、 項」と、同条第二十三項中「第四項から第九項まで」 るのは「第一項」と、「第一項、第四項から第九 と、同条第二十二項中「第一項又は第四項」とあ とあるのは「第五項、第六項」と、「、第十二項 第十二項又は第十九項」とあるのは「又は第十二 とあるのは「行つた同項第一号の規定による報告」 は「実行期間」と読み替えるものとする。 違反行為については、違反行為期間)」とあるの 項まで」とあるのは「同項、第五項、第六項」と、「、

> > ④〔団前⑤〕 次に掲げる会社は、当該会社及びそ

げとなることをいう。

な影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨

な地位を占めていることにより、国民経済に大き

二 銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業(金

【競争回復措置命令】

## 第三章の二 独占的状態

第八条の四 独占的状態があるときは、公正取引委 業者に対し、事業の一部の譲渡その他当該商品又 員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事 置を命ずることができる。ただし、当該措置によ は役務について競争を回復させるために必要な措 り、当該事業者につき、その供給する商品若しく

- 25

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

- 26 -

会社の子会社を除く。)から成る集団をいう。以 もの及び当該親会社の子会社(当該会社及び当該 該会社の親会社であつて他の会社の子会社でない 業結合集団(会社及び当該会社の子会社並びに当 おける合計額として公正取引委員会規則で定める 供給された商品及び役務の価額の最終事業年度に 引方法により他の会社の株式を取得し、又は所有 取得し、又は所有してはならず、及び不公正な取 質的に制限することとなる場合には、当該株式を ものをいう。以下同じ。)と当該会社が属する企 してはならない。 会社であつて、その国内売上高(国内において

割合が百分の五十を超える会社(次号において 額)の合計額の当該会社の総資産の額に対する において別に付した価額があるときは、その価 子会社の株式の取得価額(最終の貸借対照表

⑦〔回前⑥〕 新たに設立された会社は、当該会社

を含むものとする。

がその設立時において第四項に規定する場合に該

「持株会社」という。) 六千億円

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

範囲内において政令で定める金額を超える場合に

は、毎事業年度終了の日から三月以内に、公正取

が、それぞれ当該各号に掲げる金額を下回らない 正取引委員会規則で定める方法により合計した額

びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委 引委員会規則で定めるところにより、当該会社及

社が他の会社の子会社である場合は、この限りで 員会に提出しなければならない。ただし、当該会 項において同じ。)で国内の会社に係るものを公 める方法による資産の合計金額をいう。以下この の子会社の総資産の額(公正取引委員会規則で定

ろにより、その設立の日から三十日以内に、その 旨を公正取引委員会に届け出なければならない 当するときは、公正取引委員会規則で定めるとこ

り、又は国際競争力の維持が困難になると認めら

す程度に事業の規模が縮小し、経理が不健全にな

第四章 株式の保有、役員の兼任、

合併、

株式移転及び事業の譲受け

は役務の供給に要する費用の著しい上昇をもたら

復するに足りると認められる他の措置が講ぜられ

れる場合及び当該商品又は役務について競争を回

る場合は、この限りでない。

第九条 他の国内の会社の株式(社員の持分を含む。

【事業支配力過度集中の規制】

過度に集中することとなる会社は、これを設立し 以下同じ。)を所有することにより事業支配力が

> 【会社による株式の取得及び所有の規制】 《違反要件》

ることにより、一定の取引分野における競争を実 会社は、他の会社の株式を取得し、又は所有す

> の条において「株式発行会社」という。)の株式 の国内売上高を公正取引委員会規則で定める方法 あつて、その国内売上高と当該他の会社の子会社 政令で定める金額を超えるもの(以下この条にお 下同じ。)に属する当該会社以外の会社等(会社 信託に係る株式について、自己が、委託者若しく の取得をしようとする場合(金銭又は有価証券の いて「株式取得会社」という。)は、他の会社で の国内売上高を公正取引委員会規則で定める方法 する事業体をいう。以下この条において同じ。) 以下この条において同じ。)その他これらに類似 組合(外国における組合に相当するものを含む。 において政令で定める金額を超えるもの(以下こ により合計した額が五十億円を下回らない範囲内 いう。)が二百億円を下回らない範囲内において により合計した額(以下「国内売上高合計額」と

行者に対抗することができない株式に係る議決権

条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発

は、社債、株式等の振替に関する法律第百四十七

社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権に

に会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会

前項の場合において、会社が有する議決権並び

の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

は二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の 株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社を

いう。この場合において、会社及びその一若しく

子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他

- 27

三 前二号に掲げる会社以外の会社 二兆円

じ。)を営む会社(持株会社を除く。) 八兆円 引業をいう。次条第三項及び第四項において同 第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取 融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)

前二項において「子会社」とは、会社がその総

はその行使について受託者に指図を行うことがで

式に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又

る議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る株 の会社等が所有する当該株式発行会社の株式に係

(5)

会社の子会社である組合(民法(明治二十九年

《会社の子会社である組合による株式の取得又

は所有》

第二項の場合において、当該株式取得会社以外

株式の取得に関する計画を公正取引委員会に届け あつては、政令で定めるところにより、それぞれ 会社等」という。)が所有する当該株式発行会社 いて所有することとなる当該株式発行会社の株式 規則で定める場合は、この限りでない。 行うことが困難である場合として公正取引委員会 出なければならない。ただし、あらかじめ届出を 員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該 の数値)を超えることとなるときは、公正取引委 て政令で定める数値(複数の数値を定めた場合に る割合が、百分の二十を下回らない範囲内におい の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占め の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数 社等(第四項において「当該株式取得会社以外の 企業結合集団に属する当該株式取得会社以外の会 に係る議決権の数と、当該株式取得会社の属する

# 《株式取得会社が所有することとなる株式に係

取得の後において所有することとなる当該株式発 行会社の株式に係る議決権には、金銭又は有価証 前項の場合において、当該株式取得会社が当該

第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規

て同じ。)及び社債、株式等の振替に関する法律

定により発行者に対抗することができない株式に

百四十八条第一項の規定により発行者に対抗する の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第 指図を行うことができるもの及び社債、株式等

ことができない株式に係る議決権を含むものとす

係る議決権を含むものとする。

《企業結合集団に属する他の会社等が所有する

委託者若しくは受益者として行使し、又はその行 業を営む会社であり、かつ、業務として株式の取 得の後において所有することとなる株式に係る議 及び第二項において同じ。)の株式の取得をしよ 規則で定める会社を除く。次項並びに次条第一項 る会社を除く。次項並びに次条第一項及び第二項 営む会社にあつては、公正取引委員会規則で定め 図を行うことができるものに限る。)、当該株式取 引委員会規則で定める議決権を除く。次項におい 使について指図を行うことができるもの(公正取 証券の信託に係る株式に係る議決権で、自己が、 に係る議決権を含まないものとし、金銭又は有価 が当該取得の後において所有することとなる株式 得をしようとする場合における当該株式取得会社 決権及び当該株式取得会社が第一種金融商品取引 うとする場合における当該株式取得会社が当該取 行業又は保険業を営む会社その他公正取引委員会 において同じ。)であり、かつ、他の国内の会社(銀 得会社が銀行業又は保険業を営む会社(保険業を 益者が行使し、又はその行使について受託者に指 券の信託に係る株式に係る議決権(委託者又は受

> - 29 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典 の全員が、委託者若しくは受益者となり議決権を 株式について、会社の子会社である組合の組合員 定組合類似団体の財産を含む。以下この項におい 組合員の全員が、委託者若しくは受益者となり議 ようとする場合(金銭又は有価証券の信託に係る て同じ。)として株式発行会社の株式の取得をし いて受託者に指図を行うことができる場合におい 行使することができる場合又は議決権の行使につ

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

- 30 -

号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組

合(次条第一項第四号において単に「投資事業有

る組合契約によつて成立する組合、投資事業有限 法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定す

責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十

限責任組合」という。)及び有限責任事業組合契

でに行われなかつた場合

の事前通知期限)

正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定によ

条第一項の規定による通知をしなければならな までの期間)内に、株式取得会社に対し、第五十 ら百二十日を経過した日と全ての報告等を受理し を求めた場合においては、前項の届出受理の日か 縮された期間(公正取引委員会が株式取得会社に る三十日の期間又は同項ただし書の規定により短 た日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日 提出(以下この項において「報告等」という。) 定めるところにより必要な報告、情報又は資料の 対してそれぞれの期間内に公正取引委員会規則で 計画において行われることとされている期限ま ち、第一項の規定に照らして重要な事項が当該 ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 当該届出に係る株式の取得に関する計画のう

《計画のうち重要な事項が行われなかった場合 ち、重要な事項につき虚偽の記載があつた場合 当該届出に係る株式の取得に関する計画のう

前項第一号の規定に該当する場合において、公

は受益者として行使し、又はその行使について 係る株式に係る議決権で、自己が、委託者若しく を含まないものとし、金銭又は有価証券の信託に

を含む。以下この項において同じ。)が組合財産(特

て同じ。)の組合員(特定組合類似団体の構成員 類似団体」という。)に限る。以下この項におい

に類似するもの(以下この項において「特定組合

に基づいて設立された団体であつてこれらの組合 条に規定する有限責任事業組合並びに外国の法令 約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第二

む会社である場合における当該株式取得会社以外

得会社以外の会社等が第一種金融商品取引業を営 の国内の会社の株式に係る議決権及び当該株式取 ける当該株式取得会社以外の会社等が所有する他 等が銀行業又は保険業を営む会社である場合にお きるものに限る。)、当該株式取得会社以外の会社

の会社等が業務として所有する株式に係る議決権

命じようとするときは、同号の期限から起算して り当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を 年以内に前項本文の通知をしなければならな

# 【銀行業又は保険業を営む会社による議決権の取

第十一条 銀行業又は保険業を営む会社は、他の国 けた場合及び次の各号のいずれかに該当する場合 ころによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受 らない。ただし、公正取引委員会規則で定めると 合には、その議決権を取得し、又は保有してはな 項において同じ。)を超えて有することとなる場 五(保険業を営む会社にあつては、百分の十。次 内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の は、この限りでない。

を取得し、又は所有することにより議決権を取 得し、又は保有する場合 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式

する株式に係る議決権の割合が増加した場合 ことにより、その総株主の議決権に占める所有 他の国内の会社が自己の株式の取得を行つた

の子会社であるものをいう。以下この項において するものとみなし、会社の子会社である組合の組 同じ。)が、そのすべての株式の取得をしようと うとする場合を含む。)には、当該組合の親会社 て、受託者に株式発行会社の株式の取得をさせよ の子会社である組合の組合財産に属する金銭又は 合財産に株式発行会社の株式が属する場合(会社 は、当該組合の親会社のうち他のすべての親会社 有価証券の信託に係る株式について、当該組合の (当該組合に二以上の親会社がある場合にあつて 正取引委員会は、その必要があると認める場合に 則で定めるものをいう。 は、当該期間を短縮することができる。 経営を支配している会社として公正取引委員会規 第二項及び第五項の「親会社」とは、会社等の 《禁止期間》 《親会社の定義》

定を適用する。 ての株式を所有するものとみなして、第二項の規

## 《子会社の定義》

の当該会社がその経営を支配している会社等とし て公正取引委員会規則で定めるものをいう。 総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他 第二項及び前項の「子会社」とは、会社がその

に係る株式の取得をしてはならない。ただし、 受理の日から三十日を経過するまでは、当該届出 第二項の規定による届出を行つた会社は、届出 公

## 《事前通知期限》

置を命じようとする場合には、前項本文に規定す により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措 公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定

を含む。)には、当該組合の親会社が、そのすべ 使について受託者に指図を行うことができる場合 決権を行使することができる場合又は議決権の行 るときは、あらかじめ内閣総理大臣に協議しなけ

公正取引委員会は、前二項の認可をしようとす

前項の内閣総理大臣の権限は、金融庁長官に委

件としなければならない。

第十四条 会社以外の者は、会社の株式を取得し、

【会社以外の者による株式の取得及び所有の規制】

ね、又は自己の従業員がその会社の役員の地位を

兼ねることを認めるべきことを強制してはならな

同項第三号の場合を除き、銀行業又は保険業を営ない。この場合における公正取引委員会の認可は、かじめ公正取引委員会の認可を受けなければなら

む会社が当該議決権を速やかに処分することを条

ればならない。

第十二条 削除

【役員兼任の規制】

第十三条 会社の役員又は従業員(継続して会社の

以下この条において同じ。)は、他の会社の役員業務に従事する者であつて、役員以外の者をいう。

の地位を兼ねることにより一定の取引分野におけ

る競争を実質的に制限することとなる場合には、

当該役員の地位を兼ねてはならない。

2

該合併をしようとする会社(以下この条において

会社は、合併をしようとする場合において、当

に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない「合併会社」という。)のうち、いずれか一の会社

二 当該合併が不公正な取引方法によるものであ

争を実質的に制限することとなる場合

当該合併によつて一定の取引分野における競

役員がその会社の役員若しくは従業員の地位を兼

において競争関係にある他の会社に対し、自己の

会社は、不公正な取引方法により、自己と国内

四 投資事業有限責任組合の有限責任組合員(以下この号において「有限責任組合員が議決権を行って、又は保有する場合。ただし、有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員に指図を行うことができる場合及、職責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなった日から政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。

という。)となり、組合財産として株式を取得し、という。)となり、組合財産として株式を取得しているものにはつて成立する組合(一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行を委任しているものに限合。以下この号において「非業務執行組合員」という。)となり、組合財産として株式を取得し、という。)となり、組合財産として株式を取得し、という。)となり、組合財産として株式を取得し、という。)となり、組合財産として株式を取得し、という。)となり、組合財産として株式を取得し、という。)となり、組合財産として株式を取得し、という。)となり、組合財産として株式を取得し、という。)となり、組合財産として株式を取得し、という。

又は所有することにより議決権を取得し、又は所有する場合。ただし、非業務執行組合員が議務の執行を委使について非業務執行組合員が業務の執行を委使について非業務執行組合員が業務の執行を委使について非業務執行組合員が業務の執行を委びで定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。

行真言 - 号、らぎに号というというまた公正取引委員会規則で定める場合 公正取引委員会規則で定める場合

- 33 -

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

公正取引委員会規則で定めるところにより、あらい 前項第一号から第三号まで及び第六号の場合にあつては、当該議決権を取得し、又は保有する者以外の委託者又は受益者が侵託者に指で使について当該委託者又は受益者が受託者に指でしてついて当該委託者又は受益者が受託者に指して当該議決権を保有しようとするときは、対策第一号から第三号まで及び第六号の場合と正取引委員会規則で定めるところにより、あらい前項第一号から第三号まで及び第六号の場合と正取引委員会規則で定めるところにより、あらい前項第一号から第三号まで及び第六号の場合と正政引委員会規則で定めるところにより、あらい方に対している。

能囲内において政令で定める金額を超え、かつ、 他のいずれか一の会社に係る国内売上高合計額が もるところにより、あらかじめ当該合併に関する 計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、すべての合併会社が同一の企業結合 は、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該合併に関する 計画を公正取引委員会規則で定める金額を超え、かつ、

第一に属っる場合は、このでしてなり、第十条第八項から第十項までの規定は、前項の規定による届出に係る合併の制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項中「株式の取得」とあるのは「合併」と、「が株式取得会社」とあるのは「か合併」と、「が株式取得会社」とあるのは「か合併」と、「が株式取得会社」とあるのは「か合併」と、「が株式取得会社」とあるのは「合併会社のうち少なくとも一の会社」とあるのは「、合併会社」と読み替え取得会社」とあるのは「、合併会社」と読み替え取得会社」とあるのは「、合併会社」と読み替えるものとする。

# 【共同新設分割及び吸収分割の規制】

する場合には、共同新設分割(会社が他の会社と第十五条の二 会社は、次の各号のいずれかに該当

1 当亥共司新投予削又よ当亥及又予削こよつて又は吸収分割をしてはならない。 共同してする新設分割をいう。以下同じ。)をし、

- 一定の取引分割における競争を実質的に制限す一定の取引分割における競争を実質的に制限す当該共同新設分割又は当該吸収分割によつても野山分割を
- な取引方法によるものである場合当該共同新設分割又は当該吸収分割が不公正
- ) 会社は、共同新設分割をしようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、すべて員会に届け出なければならない。ただし、すべての共同新設分割をしようとする会社が同一の企業の共同新設分割をしようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、公いて、次の各号のいずれかに該当するときは、公いて、次の各号のいずれかに該当するとする場合において、次の各号のいずれかに該当するとする場合において、次の各員のでは、次の名は、大同新設分割をしようとする場合において、次の名は、大同新設分割をしようとする場合において、次の名は、大同新設分割をしようとする場合において、次の名は、大同新設分割をします。
- 当該共同新設分割をしようとする会社のう当該共同新設分割をしようとする会社にその事業の全部を承継させようと立する会社にその事業の全部を承継させようとち、いずれか一の会社(当該共同新設分割で設ち、いずれか一の会社のう当該共同新設分割をしようとする会社のう当該共同新設分割をしようとする会社のう当該共同新設分割をしようとする会社のう

## - 34 -

第十五条 会社は、次の各号のいずれかに該当する

場合には、合併をしてはならない。

公正な取引方法により会社の株式を取得し、又は

所有してはならない

該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不競争を実質的に制限することとなる場合には、当又は所有することにより一定の取引分野における

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

で定める金額を超えるとき。 額が五十億円を下回らない範囲内において政令額が五十億円を下回らない範囲内において政令

一当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社(全部承継会社に限る。)ち、いずれか一の会社(当該共同新設分割つ、他のいずれか一の会社(当該共同新設分割つ、他のいずれか一の会社(当該共同新設分割つ、他のいずれか一の会社(当該共同新設分割つ、他のいずれか一の会社(当該共同新設分割の大塚総会社」という。)に限る。)の当該承継部分承継会社」という。)に限る。)の当該承継部分承継会社」という。)に限る。)の当該承継部分承継会社」という。

上高が百億円を下回らない範囲内において政令に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かい範囲内において政令で定める金額を超え、かいずれか一の会社(全部承継会社に限る。)ち、いずれか一の会社(全部承継会社に限る。)ち、いずれか一の会社(全部承継会社に限る。)ち、いずれか一の会社(全部承継会社に限る。)ち、いずれか一の会社(全部承継会社に限る。)

きを除く。)。 で定める金額を超えるとき(前号に該当すると

四 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社(重要部分承継会社に限る。)の当該承継の対象が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えると範囲内において政令で定める金額を超えるとも。

。会社は、吸収分割をしようとする場合に属す次の各号のいずれかに該当するときは、公正取引次の各号のいずれかに該当するときは、公正取引次の各号のいずれかに該当するときは、公正取引次の各号のいずれかに該当するときは、公正取引次の各号のいずれかに該当するときは、公正取引次の名号のいずれかに該当するときは、公正取引次の名号のいずれかに該当するときる場合において、

分割でその事業の全部を承継させようとするも割をしようとするいずれか一の会社(当該吸収

当該吸収分割をしようとする会社のうち、

3

てはならない。

第十五条の三 会社は、次の各号のいずれかに該当

うとする会社」と読み替えるものとする。 共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしよ も一の会社」と、「、株式取得会社」とあるのは「、 又は吸収分割をしようとする会社のうち少なくと

の共同株式移転をしようとする会社が同一の企業

員会に届け出なければならない。ただし、すべて じめ当該共同株式移転に関する計画を公正取引委 正取引委員会規則で定めるところにより、あらか 内において政令で定める金額を超えるときは、

結合集団に属する場合は、この限りでない。

【共同株式移転の規制】

社」とあるのは「が共同新設分割ををしようとし、

「共同新設分割又は吸収分割」と、「が株式取得会

する場合には、共同株式移転(会社が他の会社と

共同してする株式移転をいう。以下同じ。)をし

とする会社に係る国内売上高合計額が五十億円 に限る。)に係る国内売上高合計額が二百億円 の(次号において「全部承継会社」という。) を超えるとき を下回らない範囲内において政令で定める金額 を超え、かつ、分割によつて事業を承継しよう を下回らない範囲内において政令で定める金額

三 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分 二 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分 割をしようとするいずれか一の会社(当該吸収 割をしようとするいずれか一の会社(全部承 める金額を超え、かつ、分割によつて事業を承 継会社に限る。)に係る国内売上高合計額が める金額を超えるとき(前号に該当するときを 継しようとする会社に係る国内売上高合計額が 二百億円を下回らない範囲内において政令で定 五十億円を下回らない範囲内において政令で定 (4)

るもの(次号において「重要部分承継会社」と いう。)に限る。)の当該分割の対象部分に係る 分割でその事業の重要部分を承継させようとす

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

割をしようとするいずれか一の会社(重要部分 て政令で定める金額を超え、かつ、分割によつ 国内売上高が百億円を下回らない範囲内におい て政令で定める金額を超えるとき。 高合計額が五十億円を下回らない範囲内におい て事業を承継しようとする会社に係る国内売上 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分

をしてはならない。

ず、及び不公正な取引方法により次に掲げる行為

割」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは 式の取得」とあるのは「共同新設分割又は吸収分 の場合において、第十条第八項及び第十項中「株 割の制限並びに公正取引委員会がする第十七条の 二第一項の規定による命令について準用する。こ の規定による届出に係る共同新設分割及び吸収分 第十条第八項から第十項までの規定は、前二項 おいて政令で定める金額を超えるとき(前号に おいて政令で定める金額を超え、かつ、分割に 承継会社に限る。)の当該分割の対象部分に係 該当するときを除く。)。 売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内に る国内売上高が三十億円を下回らない範囲内に よつて事業を承継しようとする会社に係る国内

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

会社であつて、その会社に係る国内売上高合計

五<br />
他の会社と事業上の損益全部を共通にする契

の経営の受任

他の会社の事業の全部又は重要部分について 他の会社の事業の全部又は重要部分の賃借 他の会社の事業上の固定資産の全部又は重要 他の会社の事業の全部又は重要部分の譲受け

- 37 -

定める金額を超えるものは、次の各号のいずれか 額が二百億円を下回らない範囲内において政令で

に該当する場合には、公正取引委員会規則で定め

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

- 38 -

する会社が同一の企業結合集団に属する場合は、

第十七条 何らの名義を以てするかを問わず、第九

【脱法行為の禁止】

をしようとする会社」と読み替えるものとする。

とあるのは「事業又は事業上の固定資産の譲受け は事業上の固定資産の譲受け」と、「株式取得会社」 同条第九項中「株式の取得」とあるのは「事業又

第十条第八項及び第十項中「株式の取得」とある による命令について準用する。この場合において、 公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定 規定による届出に係る事業等の譲受けの制限及び

- 39

第十条第八項から第十項までの規定は、前項の

において政令で定める金額を超えるとき。

係る国内売上高が三十億円を下回らない範囲内

とする場合であつて、当該譲受けの対象部分に

資産の全部若しくは重要部分の譲受けをしよう

他の会社の事業の重要部分又は事業上の固定

業の全部の譲受けをしようとする場合

おいて政令で定める金額を超える他の会社の事

国内売上高が三十億円を下回らない範囲内に

のは「事業又は事業上の固定資産の譲受け」と、

条から前条までの規定による禁止又は制限を免れ

ようとする会社及び当該事業等の譲渡をしようと

この限りでない

なければならない。ただし、事業等の譲受けをし の譲受けに関する計画を公正取引委員会に届け出 定資産(以下この条において「事業等」という。) るところにより、あらかじめ事業又は事業上の固

る行為をしてはならない。 【排除措置命令】

第十七条の二 第十条第一項、第十一条第一項、第 の他これらの規定に違反する行為を排除するため 株式の全部又は一部の処分、事業の一部の譲渡そ 章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、 する行為があるときは、公正取引委員会は、第八 三第一項、第十六条第一項又は前条の規定に違反 に必要な措置を命ずることができる。 十五条第一項、第十五条の二第一項、第十五条の

み替えるものとする。

「共同新設分割又は吸収分割の無効の訴え」と読

手続に従い、当該違反行為者に対し、株式の全部 は、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する の規定に違反する行為を排除するために必要な措 又は一部の処分、会社の役員の辞任その他これら 置を命ずることができる。 十四条又は前条の規定に違反する行為があるとき 第九条第一項若しくは第二項、第十三条、第

【合併等の無効の訴え】

二百億円を下回らない範囲内において政令で定め ち、いずれか一の会社に係る国内売上高合計額が

第十六条 会社は、次に掲げる行為をすることによ

【事業の譲受け等の規制】

することとなる場合には、当該行為をしてはなら り、一定の取引分野における競争を実質的に制限 株式取得会社」とあるのは「、共同株式移転をし うとする会社のうち少なくとも一の会社」と、「、

ようとする会社」と読み替えるものとする。

いて、当該共同株式移転をしようとする会社のう

会社は、共同株式移転をしようとする場合にお

ものである場合

二 当該共同株式移転が不公正な取引方法による

おける競争を実質的に制限することとなる場合

当該共同株式移転によつて一定の取引分野に

のは「共同株式移転」と、同条第九項中「株式

式取得会社」とあるのは「が共同株式移転をしよ の取得」とあるのは「共同株式移転」と、「が株 よる命令について準用する。この場合において、

規定による届出に係る共同株式移転の制限及び公

第十条第八項から第十項までの規定は、前項の

第十条第八項及び第十項中「株式の取得」とある 正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定に

る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲 る金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社に係

第十八条 公正取引委員会は、第十五条第二項及び 同条第三項において読み替えて準用する第十条第 八項の規定に違反して会社が合併した場合におい

> おいて、前項中「合併の無効の訴え」とあるのは、 又は吸収分割をした場合に準用する。この場合に 並びに同条第四項において読み替えて準用する第 十条第八項の規定に違反して会社が共同新設分割 ては、合併の無効の訴えを提起することができる。 前項の規定は、第十五条の二第二項及び第三項

効の訴え」と読み替えるものとする。 の無効の訴え」とあるのは、「共同株式移転の無 の規定に違反して会社が共同株式移転をした場合 第三項において読み替えて準用する第十条第八項 に準用する。この場合において、第一項中「合併 第一項の規定は、第十五条の三第二項及び同条

第五章 不公正な取引方法

【不公正な取引方法の禁止】

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いては ならない。

【排除措置命令】

- 40

【特定の差別対価を繰り返した場合の課徴金納付

の規定による課徴金の額が百万円未満であるとき

二項の規定による決定を受けたとき、又はこの条 一十一項の規定による通知若しくは第六十三条第 る場合に限る。)、第七条の二第十八項若しくは第 は次条の規定による命令(当該命令が確定してい について第七条の二第一項若しくは第四項若しく ない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為 課徴金を国庫に納付することを命じなければなら 分の一とする。)を乗じて得た額に相当する額の 業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百

年以内に、前条の規定による命令又はこの条の 規定による命令を受けたことがある者

反行為について事前通知を受けた日から遡り十

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行わ

れなかつた場合において、当該事業者が当該違

定している場合に限る。次号において同じ。)

る。次号において同じ。)又はこの条の規定に よる命令(第二条第九項第一号に係るものに限 という。) から遡り十年以内に、前条の規定に 条から第二十条の五までにおいて「調査開始日」

よる命令を受けたことがある者(当該命令が確

第二十条 前条の規定に違反する行為があるとき 必要な措置を命ずることができる。 手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、 は、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する 契約条項の削除その他当該行為を排除するために

は、その納付を命ずることができない。

② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する 【特定の共同取引拒絶を繰り返した場合の課徴金

第二十条の二 事業者が、次の各号のいずれかに該 をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節 がなくなる日から遡つて三年間とする。)におけ 間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為 為(第二条第九項第一号に該当するものに限る。) 当する者であつて、第十九条の規定に違反する行 供給した同号イに規定する商品又は役務と同一の 量若しくは内容を制限した事業者の競争者に対し 絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数 る、当該行為において当該事業者がその供給を拒 行為をした日から当該行為がなくなる日までの期 に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該

る。)を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国 庫に納付することを命じなければならない。ただ 又は役務)の政令で定める方法により算定した売 商品又は役務を供給するために必要な商品又は役 の二第四項の規定による命令(当該命令が確定し 二十条の五までにおいて同じ。)若しくは第七条 いて読み替えて準用する場合を含む。次条から第 七条の二第一項(同条第二項及び第八条の三にお し、当該事業者が当該行為に係る行為について第 は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とす 上額に百分の三(当該事業者が小売業を営む場合 業者が当該事業者に対し供給した当該同一の商品 者が供給した当該同一の商品又は役務及び拒絶事 は内容を制限した事業者の競争者に対し当該事業 はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しく 務を含む。)、拒絶事業者がその供給を拒絶し、又 対し供給した同号ロに規定する商品又は役務と同 (以下この条において「拒絶事業者」という。) に ては、当該事業者が同号ロに規定する他の事業者 商品又は役務(同号ロに規定する違反行為にあつ 一の商品又は役務(当該拒絶事業者が当該同一の

- 41 -

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

第二十条の四 事業者が、次の各号のいずれかに該

【特定の不当廉売を繰り返した場合の課徴金納付

条の規定による命令を受けたことがある者 年以内に、第二十条の規定による命令又はこの 反行為について事前通知を受けた日から遡り十

をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節 為(第二条第九項第三号に該当するものに限る。) 当する者であつて、第十九条の規定に違反する行 間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為が 行為をした日から当該行為がなくなる日までの期 に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該 反行為について事前通知を受けた日から遡り十 れなかつた場合において、当該事業者が当該違

> 課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付 よる決定を受けたとき、又はこの条の規定による 営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の なくなる日から遡つて三年間とする。)における、 定による通知若しくは第六十三条第二項の規定に ついて第七条の二第一項若しくは第四項の規定に い。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為に 定した売上額に百分の三(当該事業者が小売業を 定する商品又は役務の政令で定める方法により算 当該行為において当該事業者が供給した同号に規 を命ずることができない。 よる命令、同条第十八項若しくは第二十一項の規 金を国庫に納付することを命じなければならな 一とする。)を乗じて得た額に相当する額の課徴

> > - 43

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行わ

令が確定している場合に限る。次号において同

規定による命令を受けたことがある者(当該命

のに限る。次号において同じ。)又はこの条の

規定による命令(第二条第九項第二号に係るも 調査開始日から遡り十年以内に、第二十条の

れなかつた場合において、当該事業者が当該違

のに限る。次号において同じ。)又はこの条の 規定による命令(第二条第九項第三号に係るも 令が確定している場合に限る。次号において同 規定による命令を受けたことがある者(当該命 調査開始日から遡り十年以内に、第二十条の

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行わ

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

第二十条の五 事業者が、次の各号のいずれかに該 する。)を乗じて得た額に相当する額の課徴金を がなくなる日から遡つて三年間とする。)におけ 間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為 為(第二条第九項第四号に該当するものに限る。) 当する者であつて、第十九条の規定に違反する行 国庫に納付することを命じなければならない。た 場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一と る、当該行為において当該事業者が供給した同号 に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該 をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節 だし、当該事業者が当該行為に係る行為について 行為をした日から当該行為がなくなる日までの期 た売上額に百分の三(当該事業者が小売業を営む に規定する商品の政令で定める方法により算定し

、特定の再販売価格拘束を繰り返した場合の課徴 条の規定による命令を受けたことがある者 年以内に、第二十条の規定による命令又はこの

第二十一項の規定による通知若しくは第六十三条 五において同じ。)、第七条の二第十八項若しくは

ている場合に限る。第二十条の四及び第二十条の

第二十条の三 事業者が、次の各号のいずれかに該

きは、その納付を命ずることができない。

項第四号に掲げる処分が最初に行われた日(次

当該行為に係る事件について第四十七条第一

条の規定による課徴金の額が百万円未満であると 第二項の規定による決定を受けたとき、又はこの

に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該

行為をした日から当該行為がなくなる日までの期

為(第二条第九項第二号に該当するものに限る。) 当する者であつて、第十九条の規定に違反する行

をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節

の額が百万円未満であるときは、その納付を命ず 定を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金 る通知若しくは第六十三条第二項の規定による決 令、同条第十八項若しくは第二十一項の規定によ ることができない。 第七条の二第一項若しくは第四項の規定による命

令が確定している場合に限る。次号において同 のに限る。次号において同じ。)又はこの条の 規定による命令を受けたことがある者(当該命 規定による命令(第二条第九項第四号に係るも 調査開始日から遡り十年以内に、第二十条の

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行わ 年以内に、第二十条の規定による命令又はこの れなかつた場合において、当該事業者が当該違 条の規定による命令を受けたことがある者 反行為について事前通知を受けた日から遡り十

【特定の優越的地位濫用をした場合の課徴金納付

第二十条の六 事業者が、第十九条の規定に違反す る行為(第二条第九項第五号に該当するものであ

- 42 -

り算定した売上額に百分の三(当該事業者が小売

に規定する商品又は役務の政令で定める方法によ

る、当該行為において当該事業者が供給した同号 がなくなる日から遡つて三年間とする。)におけ 間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為 で」と、「第一項(第二項において読み替えて準 する前三項及び第二十条の二から第二十条の六ま あるのは「第二十条の七において読み替えて準用 令等」とあるのは「違反行為」と、「前各項」と 反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命 為及び当該法人が受けた命令等」とあり、及び「違 二十条の二から第二十条の六まで」と、「違反行

用する場合を含む。)中「当該」とあるのは「第

り算定した売上額(当該行為が商品又は役務の供 三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から 公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続 百万円未満であるときは、その納付を命ずること ことを命じなければならない。ただし、その額が 又は購入額の合計額とする。)に百分の一を乗じ における政令で定める方法により算定した売上額 数ある場合は当該行為のそれぞれの相手方との間 より算定した購入額とし、当該行為の相手方が複 行為の相手方との間における政令で定める方法に 給を受ける相手方に対するものである場合は当該 為の相手方との間における政令で定める方法によ さかのぼつて三年間とする。)における、当該行 ら当該行為がなくなる日までの期間(当該期間が に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日か つて、継続してするものに限る。) をしたときは て得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付する

第二十条の七 第七条の二第二十二項から第二十五 【不当な取引制限等に係る規定の準用】

項まで及び第二十七項の規定は、第二十条の二か

読み替えて準用する前二項及び次項並びに第二十

項及び次項」とあるのは「第二十条の七において

とあるのは「、特定事業承継子会社等に対し、こ

の条の規定による命令を受けた他の特定事業承継

のは「第二十条の七において読み替えて準用する 子会社等と連帯して」と、「第二十二項」とある

項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第 条の二から第二十条の六まで」と、同条第二十五

> 等」とあるのは「は、合併後存続し、又は合併に という。)は、合併後存続し、又は合併により設 る決定(以下この項及び次項において「命令等」 定による通知並びに第六十三条第二項の規定によ のは「第二十条の二から第二十条の六まで」と、 第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又 より設立された法人がした違反行為」と、「前各 し、又は合併により設立された法人が受けた命令 立された法人がした違反行為及び当該合併後存続 の規定による命令、第十八項及び第二十一項の規 て読み替えて準用する場合を含む。)及び第四項 「並びに当該法人が受けた第一項(第二項におい 十一項、第十二項又は第十九項」とあるのは「第 二十三項中「第一項、第四項から第九項まで、第 は第十九項」とあるのは「これら」と、同条第 二十条の二から第二十条の六まで」と、「第一項、 二十二項中「第一項又は第四項」とあるのは「第 に準用する。この場合において、第七条の二第 二十四項中「第一項、第二項又は第四項」とある 二十条の二から第二十条の六まで」と、同条第

ら前条までに規定する違反行為が行われた場合

- 45

この項において同じ。)」と、同条第二十七項中「実

項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下 二十条の七において読み替えて準用する第二十五 とあるのは「受けた特定事業承継子会社等(第 第二十二項」と、「受けた特定事業承継子会社等」

## - 46 -

徴金の納付を命ずることができない。

きは、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課

当該行為がなくなつた日から五年を経過したと

《除斥期間》

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

行為がなくなつた日」と読み替えるものとする。 違反行為期間)の終了した日」とあるのは「当該 行期間(第四項に規定する違反行為については、

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

る命令を受けた者は、これらの規定により計算し

第二十条の二から第二十条の六までの規定によ

《課徴金の納付義務》

は生じない。

た課徴金を納付しなければならない

《端数の切捨て》

違反行為をした事業者が法人である場合におい ときは、その端数は、切り捨てる。 り計算した課徴金の額に一万円未満の端数がある て、第二十条の七において読み替えて準用する前 法人がした違反行為は、合併後存続し、又は合併 により設立された法人がした違反行為とみなし て、当該法人が合併により消滅したときは、当該 第二十条の二から第二十条の六までに規定する 第二十条の二から第二十条の六までの規定によ 《違反行為をした法人が合併により消滅した場

《違反行為をした法人が調査開始日以後に事業

業者に対し」とあるのは「、特定事業承継子会社

定事業承継子会社等が二以上あるときは、第二十 での規定を適用する。この場合において、

条の二から第二十条の六までの規定中「、当該事

みなして、第二十条の七において読み替えて準用

事業承継子会社等」という。)がした違反行為と 部若しくは一部を承継した子会社等(以下「特定

する前三項及び第二十条の二から第二十条の六ま

は一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全 該法人がした違反行為は、当該事業の全部若しく かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当 反行為に係る事件についての調査開始日以後にお

いてその一又は二以上の子会社等に対して分割に

譲渡し、又は当該法人(会社に限る。)が当該違 会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を

より当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、

- 47 -

の調査開始日以後においてその一又は二以上の子

違反行為をした事業者が法人である場合におい

第二十条の二から第二十条の六までに規定する

譲渡等をしたうえで消滅した場合》

て、当該法人が当該違反行為に係る事件について

六までの規定を適用する。

一項及び次項並びに第二十条の二から第二十条の

の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会 をいう。以下この項において同じ。)は、これら する第二十五項に規定する特定事業承継子会社等 の七において読み替えて準用する第二十二項中 等に対し、この条の規定による命令を受けた他の 社等と連帯して」とする。 子会社等(第二十条の七において読み替えて準用 特定事業承継子会社等と連帯して」と、第二十条 「受けた者は」とあるのは「受けた特定事業承継

準用する場合を含む。)の規定による命令を受け

じ。)に対し、この項(次項において読み替えて 規定する特定事業承継子会社等をいう。以下同

第二十条の七による読替後の第七条の二

を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して\_ 業承継子会社等に対し、この項の規定による命令 四項中「当該事業者に対し」とあるのは「特定事 た他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第

正によっては、読替え後の条文には変化

による読替えを示しており、平成二十五 年改正とは関係がない。平成二十五年改

この項目における傍線は、第二十条の七

該」と、「特定事業承継子会社等(第二十五項に 二十条の二から第二十条の六までの規定中「、当

第六章 適用除外

第二十一条 この法律の規定は、著作権法、特許法、 (知的財産法による権利行使)

実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使

と認められる行為にはこれを適用しない。

ることとなる場合は、この限りでない。 これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を

- 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的
- 各組合員が平等の議決権を有すること。

第二十三条 この法律の規定は、公正取引委員会の 又は販売する事業者が、当該商品の販売の相手方 とを容易に識別することができるものを生産し、 指定する商品であつて、その品質が一様であるこ

# 【組合の行為】

第二十二条 この法律の規定は、次の各号に掲げる 質的に制限することにより不当に対価を引き上げ 用いる場合又は一定の取引分野における競争を実 れた組合(組合の連合会を含む。)の行為には、 要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立さ

- とすること。
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入 し、又は脱退することができること。
- の限度が法令又は定款に定められていること。 組合員に対して利益分配を行う場合には、そ

(再販売価格拘束)

三十二年法律第百八十五号)

国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律

中小企業団体の組織に関する法律(昭和

七

二十三年法律第二百五十七号)

労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号) 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第

百八十一号)

地方公務員法(昭和二十五年法律第

【差止請求】

第七章 差止請求及び損害賠償

この限りでない

九 地方公営企業等の労働関係に関する法律

留

第二十四条 第八条第五号又は第十九条の規定に違

一十七年法律第二百八十九号)

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

その商品を販売する事業者がする行為にあつては は、この限りでない。 その商品を生産する事業者の意に反してする場合 は、これを適用しない。ただし、当該行為が一般 これを維持するためにする正当な行為について 当該商品を買い受けて販売する事業者がその商品 たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する 消費者の利益を不当に害することとなる場合及び を販売する価格をいう。以下同じ。)を決定し、 たる事業者とその商品の再販売価格(その相手方 (5)

なければ、前項の規定による指定をしてはならな 公正取引委員会は、次の各号に該当する場合で 当該商品が一般消費者により日常使用される

二 当該商品について自由な競争が行われている 第一項の規定による指定は、告示によつてこれ ものであること。

4 販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事 著作物を発行する事業者又はその発行する物を

> するためにする正当な行為についても、第一項と 業者とその物の再販売価格を決定し、これを維持

された団体にあつては、事業協同組合、事業協同 する者の消費の用に供する第二項に規定する商品 小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合 業者には、次に掲げる法律の規定に基づいて設立 又は前項に規定する物を買い受ける場合に限る。 工組合又は商工組合連合会を直接又は間接に構成 連合会が当該事業協同組合、協同組合連合会、商 号及び第十号に掲げる法律の規定に基づいて設立 された団体を含まないものとする。ただし、第七 第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)

二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第 百三十二号

三 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第

一百四十二号) 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第

行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和

Ŧi. 四

ることができない。 つたことを証明して、前項に規定する責任を免れ 事業者及び事業者団体は、故意又は過失がなか

第二十七条 内閣府設置法(平成十一年法律第

第一条の目的を達成することを任務とする公正取

八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、

引委員会を置く。

公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属す

# 【損害賠償請求権の主張の前提及び時効】

第二十六条 前条の規定による損害賠償の請求権 構成事業者に対するものを除く。))が確定した後 第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の 条第一項に規定する納付命令(第八条第一号又は 置命令がされなかつた場合にあつては、第六十二 は、第四十九条に規定する排除措置命令(排除措 でなければ、裁判上主張することができない。

る。

第二十七条の二 公正取引委員会は、前条第一項の

【所掌事務】

任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさど

効によつて消滅する。 命令が確定した日から三年を経過したときは、時 前項の請求権は、同項の排除措置命令又は納付

三

不当な取引制限の規制に関すること。

私的独占の規制に関すること。

- 51 -

独占的状態に係る規制に関すること。 不公正な取引方法の規制に関すること。

所掌事務に係る国際協力に関すること。

第一節 設置、

- 49

第八章 公正取引委員会

任務及び所掌事務並びに組織等

第二十八条 公正取引委員会の委員長及び委員は、

独立してその職権を行う。

【職権行使の独立性】

に属させられた事務

づく命令を含む。) に基づき、公正取引委員会

前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基

「設置及び任務】

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

- 50 -

害するおそれがある事業者若しくは事業者団体に

利益を侵害する事業者若しくは事業者団体又は侵

対し、その侵害の停止又は予防を請求することが

害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その

害されるおそれがある者は、これにより著しい損 反する行為によつてその利益を侵害され、又は侵

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典 ② 委員長及び委員は、年齢が三十五年以上で、法 ら、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、これ 律又は経済に関する学識経験のある者のうちか を任命する。 【委員長等の任期】 人を以て、これを組織する。 委員長及び委員は、これを官吏とする。 委員長の任免は、天皇が、これを認証する。

第三十条 委員長及び委員の任期は、五年とする。 残任期間とする。 但し、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の

委員長及び委員は、再任されることができる。

③ 委員長及び委員は、年齢が七十年に達したとき には、その地位を退く。

④ 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生 は、内閣総理大臣は、前条第二項に規定する資格 のため両議院の同意を得ることができないとき じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散 を有する者のうちから、委員長又は委員を任命す

その旨を公正取引委員会に届け出なければならな により、その契約の成立の日から三十日以内に、

限る。)及び第八条の規定に違反する行為をした

事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに

定又は国際的契約において、不当な取引制限を

する行為をした事業者にあつては、当該国際的協

し、又は不公正な取引方法を自ら用いた事業者に

い。ただし、公正取引委員会規則の定める場合は、

販売価格を決定し、これを維持するための契約を

したときは、公正取引委員会規則の定めるところ

十三 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)

第二十五条 第三条、第六条又は第十九条の規定に

違反する行為をした事業者(第六条の規定に違反

律第百五十二号)

第一項に規定する事業者は、同項に規定する再

十二 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法

できる。

【損害賠償】

第百二十八号)

初の国会で両議院の事後の承認を得なければなら ることができる。この場合においては、任命後最

第二十九条 公正取引委員会は、

委員長及び委員四

【公正取引委員会の組織等】

## 【委員長等の身分保障】

第三十一条 委員長及び委員は、次の各号のいずれ かに該当する場合を除いては、在任中、その意に 反して罷免されることがない。

破産手続開始の決定を受けた場合

懲戒免官の処分を受けた場合

三 この法律の規定に違反して刑に処せられた場

六 前条第四項の場合において、両議院の事後の 四 禁錮以上の刑に処せられた場合 務を執ることができないと決定された場合 公正取引委員会により、心身の故障のため職

## 【委員長等の罷免】 承認を得られなかつたとき。

第三十二条 前条第一号又は第三号から第六号まで の場合においては、内閣総理大臣は、その委員長 【委員長】 又は委員を罷免しなければならない

- 52 -

第三十七条 委員長、委員及び政令で定める公正取

【政治活動及び営利活動の禁止】 してこれを減額することができない。

引委員会の職員は、在任中、次の各号のいずれか

に該当する行為をすることができない。

② 委員長及び委員の報酬は、在任中、その意に反 第三十六条 委員長及び委員の報酬は、別に定める。

【委員長等の報酬】

第三十九条 委員長、委員及び公正取引委員会の職 員並びに委員長、委員又は公正取引委員会の職員

究の結果を発表する場合は、この限りでない。

【秘密漏洩等の禁止】

この法律に規定する場合又はこの法律に関する研

であつた者は、その職務に関して知得した事業者

の秘密を他に漏し、又は窃用してはならない。

前項の支所の名称、位置及び管轄区域は、内閣

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

第三十三条 委員長は、公正取引委員会の会務を総 理し、公正取引委員会を代表する。

定めておかなければならない。 委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を 公正取引委員会は、あらかじめ委員のうちから、

第三十四条 公正取引委員会は、委員長及び二人以 ることができない。 上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決す 公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以

る決定をするには、前項の規定にかかわらず、本 決するところによる。 て、これを決する。可否同数のときは、委員長の 公正取引委員会が第三十一条第五号の規定によ

する者は、委員長とみなす。 【事務総局の組織】 については、前条第二項に規定する委員長を代理 人を除く全員の一致がなければならない。 委員長が故障のある場合の第一項の規定の適用

第三十五条 公正取引委員会の事務を処理させるた め、公正取引委員会に事務総局を置く

2 事務総局に事務総長を置く。

事務総長は、事務総局の局務を統理する。

第四十二条 公正取引委員会は、その職務を行うた

めに必要があるときは、公聴会を開いて一般の意

第四十三条 公正取引委員会は、この法律の適正な

【必要な事項の公表】 見を求めることができる。

二 当該外国において、前項の規定により提供す

前項に規定する情報の提供に相当する情報の提

当該外国競争当局が、公正取引委員会に対し、

供を行うことができること。

る情報のうち秘密として提供するものについ

て、当該外国の法令により、我が国と同じ程度

の秘密の保持が担保されていること。

運用を図るため、事業者の秘密を除いて、必要な

事項を一般に公表することができる。

【外国競争当局に対する情報提供】

事務総局に官房及び局を置く。

(5)

囲及び内部組織について準用する。 規定は、前項の官房及び局の設置、 内閣府設置法第十七条第二項から第八項までの 所掌事務の範

は、三以内とする。 第四項の規定に基づき置かれる官房及び局の数

6

⑦ [四前⑩] 事務総局の職員中には、検察官、 命の際現に弁護士たる者又は弁護士の資格を有す る者を加えなければならない。 任:

⑧ [四前⑪] 前項の検察官たる職員の掌る職務は、 この法律の規定に違反する事件に関するものに限

## 【事務総局の地方事務所】

政令で定める。 前項の地方事務所の名称、位置及び管轄区域は、

2

- 53 -

る。

第三十五条の二 公正取引委員会の事務総局の地方 機関として、所要の地に地方事務所を置く。

③ 第一項の地方事務所には、所要の地にその支所 を置き、地方事務所の事務を分掌させることがで

職務(この法律に規定する公正取引委員会の職務 おいて「外国競争当局」という。)に対し、その 当する外国の法令を執行する当局(以下この条に

3

に相当するものに限る。次項において同じ。)の 遂行に資すると認める情報の提供を行うことがで

ばならない。

【国会に対する報告等】

続に使用されないよう適切な措置がとられなけれ

項を確認しなければならない

規定する情報の提供を行うに際し、次に掲げる事

公正取引委員会は、外国競争当局に対し前項に

② 公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して国

を報告しなければならない。

会に対し、この法律の目的を達成するために必要

な事項に関し、意見を提出することができる。

第四十四条 公正取引委員会は、内閣総理大臣を経

由して、国会に対し、毎年この法律の施行の状況

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

きる。ただし、当該情報の提供を行うことが、こ

国の利益を侵害するおそれがあると認められる場 の法律の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が

合は、この限りでない。

第四十条 公正取引委員会は、その職務を行うため

【一般的な調査】

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

- 54 -

ならない。 とを求めることができる。

ばならない。

第四十三条の二 公正取引委員会は、この法律に相

り提供する情報が、その職務の遂行に資する目

当該外国競争当局において、前項の規定によ

的以外の目的で使用されないこと。

## 第二節

第四十五条 何人も、この法律の規定に違反する事 実があると思料するときは、公正取引委員会に対 し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきこ 【事件調査の端緒】

② 前項に規定する報告があつたときは、公正取引 委員会は、事件について必要な調査をしなければ

③ 第一項の規定による報告が、公正取引委員会規 ないこととしたときは、公正取引委員会は、速や 件について、適当な措置をとり、又は措置をとら 摘示してされた場合において、当該報告に係る事 則で定めるところにより、書面で具体的な事実を かに、その旨を当該報告をした者に通知しなけれ

するときは、職権をもつて適当な措置をとること 事実又は独占的状態に該当する事実があると思料 公正取引委員会は、この法律の規定に違反する

第三十八条 委員長、委員及び公正取引委員会の職

【意見公表の禁止】

る業務を行うこと。

三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とす

第四十一条 公正取引委員会は、その職務を行うた

めに必要があるときは、公務所、特別の法令によ

一 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、

きる。

【調査の嘱託】

報告、情報若しくは資料の提出を求めることがで はこれらの職員に対し、出頭を命じ、又は必要な 設立された法人、事業者若しくは事業者の団体又 に必要があるときは、公務所、特別の法令により

報酬のある他の職務に従事すること。

り、又は積極的に政治運動をすること

国会若しくは地方公共団体の議会の議員とな

ついて、意見を外部に発表してはならない。但し、 員は、事件に関する事実の有無又は法令の適用に

嘱託することができる。

【公聴会】

学識経験ある者その他の者に対し、必要な調査を り設立された法人、学校、事業者、事業者の団体、

# 【独占的状態規制に関する主務大臣の意見】

**弗四十六条** 公正取引委員会は、独占的状態に該当 該事業者の営む事業に係る主務大臣に通知しなけ 四項の措置をとることとしたときは、その旨を当 ればならない。 する事実があると思料する場合において、前条第

べることができる。 るに足りると認められる他の措置に関し意見を述 八条の四第一項ただし書に規定する競争を回復す 公正取引委員会に対し、独占的状態の有無及び第

前項の通知があつた場合には、当該主務大臣は、

## 【行政調査】

第四十七条 公正取引委員会は、事件について必要 な調査をするため、次に掲げる処分をすることが できる。

すること。 し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋

三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。 は、外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手 第一項の規定により提供される情報について - 55 -

- 56 -

第五十一条 前条第一項の規定による通知を受けた

「排除措置命令」→第四十九条

ح ع

代えて陳述書及び証拠を提出することができる

証拠を提出し、又は意見聴取の期日への出頭に

意見聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び

の規定による証拠の閲覧又は謄写を求めること

おそれがあるときその他正当な理由があるときで

いて、公正取引委員会は、第三者の利益を害する て同じ。)を求めることができる。この場合にお

なければ、その閲覧又は謄写を拒むことができた

「審査官等」→第五十四条① 「当事者」→第五十一条① 「指定職員」→第五十三条① 則で定めるものの謄写に限る。以下この条におい

が提出したもの又は当該当事者若しくはその従業

員の供述を録取したものとして公正取引委員会規

意見聴取が終結する時までの間、第五十二条

者(以下「当事者」という。)は、代理人を選任

ることを妨げない。

じて必要となつた証拠の閲覧又は謄写を更に求め

前項の規定は、当事者が、意見聴取の進行に応

することができる。

第五十二条 当事者は、第五十条第一項の規定によ

第五十三条 意見聴取は、公正取引委員会が事件ご

とに指定するその職員(以下「指定職員」という。)

【意見聴取の主宰】

立証する証拠の閲覧又は謄写(謄写については、 る事件について公正取引委員会の認定した事実を の間、公正取引委員会に対し、当該意見聴取に係 る通知があつた時から意見聴取が終結する時まで

2

が主宰する。

当該証拠のうち、当該当事者若しくはその従業員

当該事件の調査に関する事務に従事したことのあ

て審査官の職務を行つたことのある職員その他の

公正取引委員会は、前項に規定する事件につい

関する一切の行為をすることができる。

代理人は、各自、当事者のために、意見聴取に

いて日時及び場所を指定することができる

「当事者」→第五十一条①

公正取引委員会は、前二項の閲覧又は謄写につ

【証拠の閲覧又は謄写】

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置く

- 公正取引委員会が相当と認めるときは、政令で 入り、業務及び財産の状況、 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち 、帳簿書類その他の
- においては、これに身分を示す証明書を携帯させ 査官に指定し、前項の処分をさせることができる。 関係者に提示させなければならない。 定めるところにより、公正取引委員会の職員を審 前項の規定により職員に立入検査をさせる場合
- 第四十八条 公正取引委員会は、事件について必要 ④ 第一項の規定による処分の権限は、犯罪捜査の な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、 ために認められたものと解釈してはならない。 【行政調査の調書の作成】

## 【排除措置命令前の意見聴取義務】

しておかなければならない。

第四十九条 公正取引委員会は、第七条第一項若し

くは第二項(第八条の二第二項及び第二十条第二 行わなければならない 命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を 第一項の規定による命令(以下「排除措置命令\_ 項において準用する場合を含む。)、第八条の二第 一項若しくは第三項、第十七条の二又は第二十条 いう。)をしようとするときは、当該排除措置

## 【意見聴取の通知の方式】

第五十条 公正取引委員会は、前条の意見聴取を行 るべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通 知しなければならない。 相当な期間をおいて、排除措置命令の名宛人とな うに当たつては、意見聴取を行うべき期日までに

予定される排除措置命令の内容

する法令の適用 公正取引委員会の認定した事実及びこれに対

意見聴取の期日及び場所

かつ、特に前条第一項に規定する処分があつたと

きは、処分をした年月日及びその結果を明らかに

及び所在地 意見聴取に関する事務を所掌する組織の名称

しなければならない。 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

事者に対し説明させなければならない。

ると認めるときは、当事者に対し質問を発し、意 指定職員は、意見聴取の期日において必要があ

見の陳述若しくは証拠の提出を促し、又は審査官

る職員を意見聴取を主宰する職員として指定する 4

# 【意見聴取の期日における審理の方式

第五十四条 指定職員は、最初の意見聴取の期日の おいて「審査官等」という。)に、予定される排 対する法令の適用を意見聴取の期日に出頭した当 要なもの並びに公正取引委員会の認定した事実に その他の当該事件の調査に関する事務に従事した 第四十七条第二項の規定により指定された審査官 実及び第五十二条第一項に規定する証拠のうち主 除措置命令の内容、公正取引委員会の認定した事 職員(次項及び第三項並びに第五十六条第一項に 冒頭において、当該意見聴取に係る事件について

を得て審査官等に対し質問を発することができ 述べ、及び証拠を提出し、並びに指定職員の許可 当事者は、意見聴取の期日に出頭して、意見を

3

- 57 -

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

- 58 -

## 期日に出頭した当事者に対しては、当該意見聴取 の期日においてこれを告知すれば足りる 【当事者の不出頭等の場合における意見聴取の終

第五十七条 指定職員は、当事者が正当な理由なく 当該当事者に対し改めて意見を述べ、及び証拠を 規定する陳述書又は証拠を提出しない場合には、 おいて、当該当事者の意見聴取の期日への出頭が 条に規定する陳述書又は証拠を提出しない場合に することができる。 提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結 意見聴取の期日に出頭せず、かつ、第五十五条に に対し、期限を定めて陳述書及び証拠の提出を求 相当期間引き続き見込めないときは、当該当事者 者が意見聴取の期日に出頭せず、かつ、第五十五 指定職員は、前項に規定する場合のほか、当事

3

ることができる。 め、当該期限が到来したときに意見聴取を終結す

り通知しなければならない。ただし、意見聴取の

じめ、次回の意見聴取の期日及び場所を書面によ

「指定職員」→第五十三条○ 「当事者」→第五十一条①

## 【意見聴取の調書及び報告書】

第五十八条 指定職員は、意見聴取の期日における の要旨を明らかにしておかなければならない。 号及び第二号に掲げる事項に対する当事者の陳述 作成し、当該調書において、第五十条第一項第 当事者による意見陳述等の経過を記載した調書を

成しなければならない。 れなかつた場合には意見聴取の終結後速やかに作 期日ごとに、当該当事者による意見陳述等が行わ る当事者による意見陳述等が行われた場合には各 前項に規定する調書は、意見聴取の期日におけ

意見聴取に係る事件の論点を整理し、当該整理さ なければならない。 たときは、提出された陳述書及び証拠)を添付し 五十五条の規定により陳述書及び証拠が提出され 第一項に規定する調書には、提出された証拠(第 指定職員は、意見聴取の終結後速やかに、当該

等に対し説明を求めることができる。 意見聴取の期日における意見聴取は、 公開しな

「当事者」→第五十一条①

「排除措置命令」→第四十九条 「指定職員」→第五十三条①

【陳述書及び証拠の提出】

第五十五条 当事者は、意見聴取の期日への出頭に 陳述書及び証拠を提出することができる 代えて、指定職員に対し、意見聴取の期日までに

「当事者」→第五十一条①

- 59

「指定職員」→第五十三条①

第五十六条 指定職員は、意見聴取の期日における めるときは、さらに新たな期日を定めることがで 項において「当事者による意見陳述等」という。) の結果、なお意見聴取を続行する必要があると認 審査官等による説明(第五十八条第一項及び第二 当事者による意見陳述、証拠提出及び質問並びに 【続行期日の指定】

前項の場合においては、当事者に対し、あらか

2

2

3

る

の謄本を送達することによつて、その効力を生ず

納付命令は、その名あて人に課徴金納付命令書

項の規定による合議に出席した委員がこれに記名

びに納期限を記載し、委員長及び第六十五条第一 課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為並

押印しなければならない。

四項の規定により読み替えて準用する第五十二条

一項に規定する証拠のうち主要なもの」と読み

礎及び課徴金に係る違反行為並びに第六十二条第 を命じようとする課徴金の額、課徴金の計算の基

した事実に対する法令の適用」とあるのは「納付 拠のうち主要なもの並びに公正取引委員会の認定

課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額

の謄本を発する日から七月を経過した日とする。

第一項の課徴金の納期限は、課徴金納付命令書

第四十九条から第六十条までの規定は、

、納付命

第六十三条〔四前第五十一条〕 第七条の二第

【課徴金納付命令後に罰金の刑が確定した場合の

替えるものとする

容」とあるのは「納付を命じようとする課徴金の

条第一項第一号中「予定される排除措置命令の内

令について準用する。この場合において、第五十

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

定する調書とともに公正取引委員会に提出しなけ ればならない。 れた論点を記載した報告書を作成し、第一項に規

定する報告書の閲覧を求めることができる。 当事者は、第一項に規定する調書及び前項に規 「指定職員」→第五十三条①

【意見聴取の再開】 「当事者」→第五十一条①

「当事者による意見陳述等」→第五十六条①

**弗五十九条** 公正取引委員会は、意見聴取の終結後 れた報告書を返戻して意見聴取の再開を命ずるこ 指定職員に対し、前条第四項の規定により提出さ とができる。 に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、 2

ついて準用する。 第五十六条第二項本文の規定は、 、前項の場合に

【意見聴取の調書及び報告書の参酌】 「指定職員」→第五十三条①

第六十条 公正取引委員会は、排除措置命令に係る 調書及び同条第四項に規定する報告書の内容を十 議決をするときは、第五十八条第一項に規定する

> 分に参酌してしなければならない。 「排除措置命令」→第四十九条

【排除措置命令の方式及び効力発生】

第六十一条〔四前第四十九条〕 排除措置命令は、文 出席した委員がこれに記名押印しなければならな 定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、 するために必要な措置並びに公正取引委員会の認 を排除し、又は違反行為が排除されたことを確保 委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に 書によつて行い、排除措置命令書には、違反行為

ずる 書の謄本を送達することによつて、その効力を生 排除措置命令は、その名あて人に排除措置命令

「排除措置命令」→第四十九条

- 61 -

【課徴金納付命令の手続】

第六十二条(四前第五十条) 第七条の二第一項 下「納付命令」という。)は、文書によつて行い、 する場合を含む。)若しくは第四項又は第二十条 条第二項及び第八条の三において読み替えて準用 の二から第二十条の六までの規定による命令(以

宛人に決定書の謄本を送達することによつて、そ

3

競争回復措置命令は、確定しなければ執行する

- 63

力を生ずる。

**置命令書の謄本を送達することによつて、その効** 

競争回復措置命令は、その名宛人に競争回復措

4

ことができない。

復措置命令について準用する。

第四十九条から第六十条までの規定は、競争回

第一項及び第二項の規定による決定は、その名

これに対する法令の適用を記載し、委員長及び第

六十五条第一項の規定による合議に出席した委員

2

員がこれに記名押印しなければならない。

決定書には、公正取引委員会の認定した事実及び

前二項の規定による決定は、文書によつて行い、

た事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員

長及び次条第一項の規定による合議に出席した委

ために必要な措置並びに公正取引委員会の認定し 態に係る商品又は役務について競争を回復させる よつて行い、競争回復措置命令書には、独占的状

がこれに記名押印しなければならない

の規定による納付命令を取り消さなければならな 会は、決定で、当該第七条の二第一項又は第四項 が百万円未満となるときは、この限りでない。

第六十四条 第八条の四第一項の規定による命令

(以下「競争回復措置命令」という。)は、文書に

前項ただし書の場合においては、公正取引委員

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

⑤ [ 図前④] 公正取引委員会は、第一項及び第一 に基づき既に納付された金額(第六十九条第二項 項の場合において、変更又は取消し前の納付命令 があるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければ に規定する延滞金を除く。)で、還付すべきもの

「納付命令」→第六十二条①

ければならない

【命令及び決定の議決方法】

きは、当該事業者の営む事業に係る主務大臣に協

五十条第一項の規定による通知をしようとすると

公正取引委員会は、前項において準用する第

議し、かつ、公聴会を開いて一般の意見を求めな

【競争回復措置命令の手続】

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

- 62 -

前項の合議について準用する。 除く。以下同じ。)は、委員長及び委員の合議に 用する第三十四条第二項の規定にかかわらず、三 よらなければならない。 人以上の意見が一致しなければならない。 第三十四条第一項、第二項及び第四項の規定は、 競争回復措置命令をするには、前項において準

第六十六条 〔四前第七十条〕 公正取引委員会の合議 は、公開しない。 【合議の非公開】

「競争回復措置命令」→第六十四条① 「納付命令」→第六十二条① 「排除措置命令」→第四十九条

第六十七条〔四前第七十条の五〕 関係のある公務所 公正取引委員会に対して意見を述べることができ 又は公共的な団体は、公共の利益を保護するため、 【公務所等の意見】

定される排除措置命令の内容、公正取引委員会の

徴金に係る違反行為」と、第五十四条第一項中「予 た事実」とあるのは「課徴金の計算の基礎及び課 び第五十二条第一項中「公正取引委員会の認定し た事実及びこれに対する法令の適用」とあり、及 額」と、同項第二号中「公正取引委員会の認定し

認定した事実及び第五十二条第一項に規定する証

当する金額を超えないとき、又は当該変更後の額

令に係る課徴金の額が当該罰金額の二分の一に相 に変更しなければならない。ただし、当該納付命 た罰金額の二分の一に相当する金額を控除した額 金の額を、その額から当該裁判において命じられ 取引委員会は、決定で、当該納付命令に係る課徴

事件について、当該納付命令を受けた者に対し、

より公正取引委員会が納付命令を行つた後、同一 含む。次項において同じ。)又は第四項の規定に (同条第二項において読み替えて準用する場合を

罰金の刑に処する確定裁判があつたときは、公正

行政調査】

第六十五条 [四前第六十九条] 排除措置命令、納付

よる決定(第七十条第二項に規定する支払決定を 命令及び競争回復措置命令並びにこの節の規定に

第六十九条〔図前第七十条の九〕 公正取引委員会は

② [四前③] 公正取引委員会は、前項の規定によ 翌日からその納付の日までの日数により計算した につき年十四・五パーセントの割合で、 る督促をしたときは、その督促に係る課徴金の額 延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金

【排除措置命令又は競争回復措置命令確定の後の

第六十八条(四前第七十条の八) 公正取引委員会は、 させることができる。 めに必要な処分をし、又はその職員をして処分を 四十七条の規定により、これらの命令において命定した後においても、特に必要があるときは、第 排除措置命令をした後又は競争回復措置命令が確 じた措置が講じられているかどうかを確かめるた

「排除措置命令」→第四十九条

【課徴金納付の延滞への対応】 「競争回復措置命令」→第六十四条①

きは、督促状により期限を指定してその納付を督 課徴金をその納期限までに納付しない者があると 促しなければならない

又は変更したと認めるときは、決定でこれを取り 合において、その認可の要件である事実が消滅し、 会は、第十一条第一項又は第二項の認可をした場

消し、又は変更することができる。

第七十条の三 [四前第七十条の十二] 公正取引委員

【認可、排除措置命令又は競争回復措置命令の取

【緊急停止命令】

の規定による決定について準用する。

第六十三条第三項及び第四項の規定は、

第一項

③ [四前②] 公正取引委員会は、経済事情の変化

第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決

第四十九条から第六十条まで並びに第六十三条

定について準用する。

その他の事由により、排除措置命令又は競争回復

措置命令を維持することが不適当であると認める

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

③ [四前④] 前項の規定により計算した延滞金の額 に百円未満の端数があるときは、その端数は、切 の額が千円未満であるときは、この限りでない。

処分の例により、その督促に係る課徴金及び第二 の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その 項に規定する延滞金を徴収することができる。 の納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納 よる督促を受けた者がその指定する期限までにそ 前項の規定による徴収金の先取特権

第七十条 〔四前第七十条の十〕 公正取引委員会は、 第七条の二第二十五項(第二十条の七において 第七条の二第一項(同条第二項において読み替え 読み替えて準用する場合を含む。)の規定により 時効については、国税の例による。 て準用する場合を含む。)若しくは第四項又は第 【特定事業承継子会社等に対する課徴金の還付】

> 規定する場合を除く。)は、 付しなければならない。 還付すべきものがあるとき(第六十三条第五項に 遅滞なく、金銭で還

の日数に応じ、その金額に年七・二五パーセント じて計算した金額をその還付すべき金額に加算し を超えない範囲内において政令で定める割合を乗 らその還付のための支払決定をした日までの期間 額を還付する場合には、当該金額の納付があつた なければならない。 日の翌日から起算して一月を経過する日の翌日か [図前②・図前③] 公正取引委員会は、前項の金

③〔四前③・四前④〕 前条第二項ただし書及び第三 項の規定は、前項の規定により加算する金額につ いて準用する。

「納付命令」→第六十二条①

【認可申請の却下】

第七十条の二(図前第七十条の十一) 公正取引委員 めるときは、決定でこれを却下しなければならな あつた場合において、当該申請を理由がないと認 会は、第十一条第一項又は第二項の認可の申請が

による納付命令に基づき既に納付された金額で、

徴金の納付を命じた場合において、これらの規定 二十条の二から第二十条の六までの規定による課

第七十条の七 [四前第七十条の十七] 書類の送達に

【送達に関する民事訴訟法の準用】

第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第

ついては、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)

この場合において、同法第九十九条第一項中「執 百六条、第百八条及び第百九条の規定を準用する。

掲示場に掲示することにより行う。

き者にいつでも交付すべき旨を公正取引委員会の

公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべ

発した後六月を経過してもその送達を証する書

第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を

前条において読み替えて準用する民事訴訟法

送達をすることができないと認めるべき場合 規定によることができず、又はこれによつても

面の送付がない場合

を免れることができる。 む。次項において同じ。)を供託して、その執行

律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含 金又は有価証券(社債、株式等の振替に関する法

ることができる。 係る保証金又は有価証券の全部又は一部を没取す 条第一項の規定による裁判が確定したときは、裁 判所は、公正取引委員会の申立てにより、供託に 前項の規定により供託をした場合において、前

第七十条の八 [四前第七十条の十八] 公正取引委員

百九条中「裁判所」とあるのは「公正取引委員会」 同法第百八条中「裁判長」とあり、及び同法第 行官」とあるのは「公正取引委員会の職員」と、

と読み替えるものとする。

【公示送達】

会は、次に掲げる場合には、

公示送達をすること

ができる。

をすべき場所が知れない場合

送達を受けるべき者の住所、居所その他送達

について準用する。 前条第二項の規定は 前二項の規定による裁判

第七十条の六〔図前第七十条の十六〕 送達すべき書

類は、この法律に規定するもののほか、公正取引

委員会規則で定める。

【送達すべき書類】

## - 65

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

規定による決定について準用する。 第六十三条第三項及び第四項の規定は、前項の

があつた場合について準用する。

第四十五条第二項の規定は、前項の認可の申請

4

「競争回復措置命令」→第六十四条① 「排除措置命令」→第四十九条

第七十条の四(図前第七十条の十三) 反する疑いのある行為をしている者に対し、当該 急の必要があると認めるときは、公正取引委員会 を取り消し、若しくは変更することができる。 十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違 第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第 条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、 条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十一 の申立てにより、第三条、第六条、第八条、第九 執行を一時停止すべきことを命じ、又はその命令 行為、議決権の行使若しくは会社の役員の業務の 前項の規定による裁判は、非訟事件手続法(平 裁判所は、 - 66 -

【緊急停止命令の執行免除】 成二十三年法律第五十一号)により行う。

とができる。ただし、排除措置命令又は競争回復 ときは、決定でこれを取り消し、又は変更するこ

措置命令の名宛人の利益を害することとなる場合

は、この限りでない

第七十条の五〔四前第七十条の十四〕 前条第一項の 規定による裁判については、裁判所の定める保証

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

から二週間を経過することによつて、その効力を 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日

にあつては、前項の期間は、六週間とする。 【電子情報処理組織を使用した処分通知等】 外国においてすべき送達についてした公示送達

第七十条の九 [四前第七十条の十九] 行政手続等に の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が としているものについては、行政手続等における る処分通知等であつて、この法律又は公正取引委 この条において同じ。)を使用して行うことがで 員会規則の規定により書類の送達により行うこと 十四年法律第百五十一号)第二条第七号に規定す おける情報通信の技術の利用に関する法律(平成 送達を受ける旨の公正取引委員会規則で定める方 情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項 式による表示をしないときは、電子情報処理組織 (同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下

② 公正取引委員会の職員が前項に規定する処分通 知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して

て、当該事項を電子情報処理組織を使用して公正 準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に 行つたときは、第七十条の七において読み替えて 取引委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置 関する事項を記載した書面の作成及び提出に代え

## 【政令への委任】

ばならない。

を含む。)に備えられたファイルに記録しなけれ

第七十条の十〔図前第七十条の二十〕 この法律に定 項の供託に関し必要な事項は、政令で定める。 する手続その他事件の処理及び第七十条の五第 めるものを除くほか、公正取引委員会の調査に関

- 68 -

## 【行政手続法の適用除外】

第七十条の十一〔四前第七十条の二十一〕 公正取引 職員がする処分を含む。)については、行政手続 その他の処分(第四十七条第二項の規定によつて 法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章 の申請に係る処分並びにこの節の規定による決定 委員会がする排除措置命令、納付命令、競争回復 審査官がする処分及びこの節の規定によつて指定 措置命令及び第七十条の二第一項に規定する認可

二 外国においてすべき送達について、前条にお いて読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の - 67 - 第七十四条 公正取引委員会は、第十二章に規定す

2

ることができる。

を定めるに当たつては、排除措置命令、納付命令

- 70 -

前項の規定により事件の処理手続について規則

及び競争回復措置命令並びに前節の規定による決

る手続による調査により犯則の心証を得たとき

第七十三条 削除

は、告示によつてこれを行う。

第七十二条 第二条第九項第六号の規定による指定

第七十六条 公正取引委員会は、その内部規律、事

【公正取引委員会による規則の制定】

他の事項に関する必要な手続について規則を定め

件の処理手続及び届出、認可又は承認の申請その

【不公正な取引方法の指定の方式】 れをしなければならない。 を求め、これらの意見を十分に考慮した上で、こ の意見を聴き、かつ、公聴会を開いて一般の意見 引方法を用いる事業者と同種の事業を営む事業者

第七十五条第四十七条第一項第一号若しくは第二

号又は第二項の規定により出頭又は鑑定を命ぜら

れた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところに

より、旅費及び手当を請求することができる。

② 公正取引委員会は、前項に定めるもののほか

は、検事総長に告発しなければならない。

ときは、検事総長に告発しなければならない。 この法律の規定に違反する犯罪があると思料する

理由を、文書をもつて内閣総理大臣に報告しなけ 遅滞なく、法務大臣を経由して、その旨及びその 訴を提起しない処分をしたときは、検事総長は、

前二項の規定による告発に係る事件について公

の適正の確保が図られるよう留意しなければなら

「排除措置命令」→第四十九条

「競争回復措置命令」→第六十四条① 「納付命令」→第六十二条① るための機会が十分に確保されること等当該手続 となるべき者が自己の主張を陳述し、及び立証す 定(以下「排除措置命令等」という。)の名宛人

【参考人等の旅費及び手当】

ればならない。

の規定は、適用しない。 「排除措置命令」→第四十九条

「この節の規定による決定」→第六十五条① 「競争回復措置命令」→第六十四条① 「納付命令」→第六十二条①

【不服申立ての制限】 「指定職員」→第五十三条①

第七十条の十二 [四前第七十条の二十二] 公正取引 がした処分及びこの節の規定によつて指定職員が の処分(第四十七条第二項の規定によつて審査官 復措置命令並びにこの節の規定による決定その他 委員会がした排除措置命令、納付命令及び競争回 することができない。 和三十七年法律第百六十号)による不服申立てを した処分を含む。)については、行政不服審査法(昭

「この節の規定による決定」→第六十五条① 「指定職員」→第五十三条① 「納付命令」→第六十二条① 「競争回復措置命令」→第六十四条① 「排除措置命令」→第四十九条

# 行政不服審査法全部改正後の第七十条の十二

【審査請求の制限】

第七十条の十二〔四前第七十条の二十二〕 公正取引 分(第四十七条第二項の規定による審査官の処分 ができない 又はその不作為については、審査請求をすること 及びこの節の規定による指定職員の処分を含む。) 置命令並びにこの節の規定による決定その他の処 委員会の排除措置命令、納付命令及び競争回復措 - 69 -

第七十九条 [図前第八十三条の三] 裁判所は、第

【差止請求訴訟の公正取引委員会への通知等】

第三節 雑則

【不公正な取引方法の特殊指定の制定手続】

第七十一条 公正取引委員会は、特定の事業分野に 定により指定しようとするときは、当該特定の取 おける特定の取引方法を第二条第九項第六号の規

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

第七十七条〔四前第七十八条〕 排除措置命令等に係

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

について準用する。 を開示することができる。 前三項の規定は、第二十四条の規定による侵害

【差止請求訴訟における秘密保持命令】

第八十一条 [図前第八十三条の五] 裁判所は、第 る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密 二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同 (不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) 第 二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関す

用人その他の従業者をいう。次条第一項において 者の代理人(訴訟代理人及び補佐人を除く。)、使 書に規定する正当な理由があるかどうかについて 提示された書類の開示を求めることができない。 同じ。)、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類 人である場合にあつては、その代表者)又は当事 前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが 必要であると認めるときは、当事者等(当事者(法 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし

為について立証するため必要な検証の目的の提示 の停止又は予防に関する訴訟における当該侵害行

るものであることを疎明しなければならない。 を加える目的その他の不正の目的をいう。)によ 決定で、相当の担保を立てるべきことを原告に命 されたときは、裁判所は、被告の申立てにより、 七十八条〔図前第八十三条の二〕 第二十四条の規 号)第三条第一項に規定する抗告訴訟については、 る行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九 ずることができる。 定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起 公正取引委員会を被告とする。 不正の目的(不正の利益を得る目的、他人に損害 【差止請求訴訟における担保提供命令】 前項の申立てをするには、同項の訴えの提起が

とができる。この場合においては、何人も、その 一十四条の規定による侵害の停止又は予防に関す

の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは 訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面 る。ただし、その申立ての時までに当事者等、 行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密 の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人 当することにつき疎明があつた場合には、当事者 じ。)について、次に掲げる事由のいずれにも該 は保有していた場合は、この限りでない。 者に開示してはならない旨を命ずることができ に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の 又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追 開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又 書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、 た書類を含む。)の内容に当事者の保有する営 るべき証拠(前条第三項の規定により開示され 又は既に取り調べられ、若しくは取り調べられ 既に提出され、若しくは提出されるべき準備 訴

れることにより、当該営業秘密に基づく当事者 の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示さ 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外 業秘密が含まれること。

る訴えが提起されたときは、その旨を公正取引委 員会に通知するものとする。

第九章 訴訟

【排除措置命令等に係る抗告訴訟の被告】

② 裁判所は、前項の訴えが提起されたときは、 ることができる。 の適用その他の必要な事項について、意見を求め 正取引委員会に対し、当該事件に関するこの法律

該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事 ときは、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、当 項について、意見を述べることができる。 公正取引委員会は、第一項の訴えが提起された

「排除措置命令等」→第七十六条②

【差止請求訴訟における書類の提出等】

第八十条 [四前第八十三条の四] 裁判所は、第 二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関す めるときは、書類の所持者にその提示をさせるこ があるかどうかの判断をするため必要があると認 その書類の所持者においてその提出を拒むことに 要な書類の提出を命ずることができる。ただし、 者に対し、当該侵害行為について立証するため必 る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事 ついて正当な理由があるときは、この限りでない。 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由

その請求があつた旨を通知しなければならない。

第三項において同じ。)に対し、その請求後直ちに、 の申立てをした当事者(その請求をした者を除く。 ていない者であるときは、裁判所書記官は、同項

2

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載し 前項の規定による命令(以下「秘密保持命令」 制限する必要があること。 を防止するため当該営業秘密の使用又は開示を の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これ

た書面でしなければならない。 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特 秘密保持命令を受けるべき者

定するに足りる事実

書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければな 三 前項各号に掲げる事由に該当する事実 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定

する決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。 は、即時抗告をすることができる。 【秘密保持命令の取消し】 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対して

第八十二条 〔四前第八十三条の六〕 秘密保持命令の 訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判 申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、

> て、秘密保持命令の取消しの申立てをすることが 裁判所)に対し、前条第一項に規定する要件を欠 所がない場合にあつては、秘密保持命令を発した くこと又はこれを欠くに至つたことを理由とし

があつた場合には、その決定書をその申立てをし た者及び相手方に送達しなければならない。 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判

ばその効力を生じない。 に対しては、即時抗告をすることができる。 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなけれ

4

3

られた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持 直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を 命令を受けている者があるときは、その者に対し、 場合において、秘密保持命令の取消しの申立てを 通知しなければならない。 した者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せ 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした

【訴訟記録の閲覧等の請求の通知等】 「秘密保持命令」→第八十一条②

秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判

- 73 -

- 74 -

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

のすべての同意があるときは、適用しない。 「秘密保持命令」→第八十一条②

第八十三条 [四前第八十三条の七] 秘密保持命令が

おいて、当事者から同項に規定する秘密記載部分

の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手続を

行つた者が当該訴訟において秘密保持命令を受け

された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民

【損害額に関する求意見】

発せられた訴訟(すべての秘密保持命令が取り消

事訴訟法第九十二条第一項の決定があつた場合に

第八十四条 第二十五条の規定による損害賠償に関 引委員会に対し、同条に規定する違反行為によつ できる。 て生じた損害の額について、意見を求めることが する訴えが提起されたときは、裁判所は、公正取 前項の規定は、第二十五条の規定による損害賠

償の請求が、相殺のために裁判上主張された場合 に、これを準用する。

第八十四条の二 第二十四条の規定による侵害の停 四条及び第五条の規定により次の各号に掲げる裁 号に定める裁判所にも、その訴えを提起すること 判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各 止又は予防に関する訴えについて、民事訴訟法第

間(その請求の手続を行つた者に対する秘密保持

請求があつた日から二週間を経過する日までの

前項の場合において、裁判所書記官は、同項の

【差止請求訴訟の管轄】

命令の申立てがその日までにされた場合にあつて

は、その申立てについての裁判が確定するまでの

裁判所(東京地方裁判所を除く。)、大阪地方裁 判所、名古屋地方裁判所、広島地方裁判所、 東京高等裁判所の管轄区域内に所在する地方

事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者 の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民 載部分の閲覧等をさせてはならない

前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項

間)、その請求の手続を行つた者に同項の秘密記

第八十五条 次に掲げる訴訟及び事件は、東京地方 裁判所の管轄に専属する。

び第二項、第九十七条並びに第九十八条に規定

「排除措置命令等」→第七十六条②

第八十六条 東京地方裁判所は、 第八十五条の二 第二十五条の規定による損害賠償 に係る訴訟の第一審の裁判権は、東京地方裁判所 掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟に 【東京地方裁判所における合議体】 ついては 三人の裁判官の合議体で審理及び裁判

同項の訴訟及び事件について、五人の裁判官の合 議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体 ですることができる。 前項の規定にかかわらず、東京地方裁判所は、

3

排除措置命令等に係る行政事件訴訟法第三条

第一項に規定する抗告訴訟 第七十条の四第一項、第七十条の五第一項及

【損害賠償に係る訴訟の第一審の裁判権】

、第八十五条各号に

判所又は仙台地方裁判所 裁判所(仙台地方裁判所を除く。) 東京地方裁 札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方

高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方

轄することができる。 【排除措置命令等に係る抗告訴訟等の専属管轄)

号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、そ

号)第二条の規定により第八十四条の二第一項各

れぞれ当該各号に定める裁判所も、その事件を管

議体に加わり、又は裁判長となることができない。 【東京高等裁判所における合議体】 前項の場合には、判事補は、同時に三人以上合

第八十七条 東京地方裁判所がした第八十五条第 をその合議体ですることができる。 する抗告が提起された東京高等裁判所において る訴訟についての終局判決に対する控訴又は第 号に掲げる訴訟若しくは第八十五条の二に規定す の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定 は、当該控訴又は抗告に係る事件について、五人 八十五条第二号に掲げる事件についての決定に対

【差止請求訴訟の移送】

- 76 -

第八十七条の二 裁判所は、第二十四条の規定によ を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより る侵害の停止又は予防に関する訴えが提起された 他の裁判所又は当該訴えにつき第八十四条の二第 又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該 証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情 場合において、他の裁判所に同一又は同種の行為 は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき に係る同条の規定による訴訟が係属しているとき

岡地方裁判所、仙台地方裁判所、札幌地方裁判 所又は高松地方裁判所 東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所の管轄区域内に所在する地方 裁判所 (大阪地方裁判所を除く。) 東京地方裁

三 名古屋高等裁判所の管轄区域内に所在する地 方裁判所又は名古屋地方裁判所 方裁判所(名古屋地方裁判所を除く。) 東京地

条まで(第六条第三項を除く。)」とあるのは、「第

四条から前条まで(第六条第三項を除く。)及び

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

数個の請求をする場合における民事訴訟法第七条

一の訴えで第二十四条の規定による請求を含む

判所又は高松地方裁判所

裁判所(高松地方裁判所を除く。) 東京地方裁

の規定の適用については、同条中「第四条から前

判所又は広島地方裁判所 裁判所 (広島地方裁判所を除く。) 東京地方裁 広島高等裁判所の管轄区域内に所在する地方

裁判所(福岡地方裁判所を除く。) 東京地方裁 判所又は福岡地方裁判所 福岡高等裁判所の管轄区域内に所在する地方

属する。

【刑事訴訟の管轄】

仙台高等裁判所の管轄区域内に所在する地方

判所又は札幌地方裁判所 裁判所(札幌地方裁判所を除く。) 東京地方裁

- 75 -

第八十四条の三 第八十九条から第九十一条までの

第八十四条の二第一項」とする。

【刑事訴訟の第一審の裁判権】

罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所に

第八十四条の四 前条に規定する罪に係る事件につ

いて、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一

第九十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者

は、二百万円以下の罰金に処する。

一〔回前二〕 第九条第四項の規定に違反して報

告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書

登記をした者

せず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した

第十五条の三第二項の規定に違反して届出を

割による設立の登記又は吸収分割による変更の

定に違反した者は、一年以下の懲役又は二百万円

以下の罰金に処する。

【届出等に係る義務違反の罪】

規定による禁止若しくは制限につき第十七条の規 の規定に違反して株式を所有した者又はこれらの

三〔②前四〕 第十条第二項の規定に違反して届

出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出

転による設立の登記をした者

する第十条第八項の規定に違反して共同株式移

第十五条の三第三項において読み替えて準用

二〔回前三〕 第九条第七項の規定に違反して届

出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出

第九十一条 第十一条第一項の規定に違反して株式

得等の規制違反の罪】

五 第十五条第二項の規定に違反して届出をせ

ず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

四 第十条第八項の規定に違反して株式の取得を

【銀行業又は保険業を営む会社による議決権の取

「競争回復措置命令」→第六十四条①

「排除措置命令」→第四十九条

を取得し、若しくは所有し、若しくは同条第二項

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

送することができる。 一項の規定により管轄権を有する他の裁判所に移

## 【法務大臣権限法の適用除外】

第八十八条 排除措置命令等に係る行政事件訴訟法 限等に関する法律(昭和二十二年法律第百九十四 の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権 第三条第一項に規定する抗告訴訟については、国 号)第六条の規定は、適用しない。

# 【政令又は規則における経過措置の規定】

取引委員会規則を制定し、又は改廃する場合にお 範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される 経過措置を含む。)を定めることができる。 いては、その政令又は公正取引委員会規則で、そ

# 「排除措置命令等」→第七十六条②

第八十八条の二 この法律に基づき、政令又は公正

## 【不当な取引制限等の罪】

第八十九条 次の各号のいずれかに該当するもの は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処

取引制限をした者

前項の未遂罪は、罰する。 野における競争を実質的に制限したもの

## 【確定排除措置命令違反等の罪】

## 第九十条次の各号のいずれかに該当するものは、 二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処す

的協定又は国際的契約をしたもの 当な取引制限に該当する事項を内容とする国際 第六条又は第八条第二号の規定に違反して不

二 第八条第三号又は第四号の規定に違反したも

三 排除措置命令又は競争回復措置命令が確定し た後においてこれに従わないもの

第十一章

第三条の規定に違反して私的独占又は不当た

二 第八条第一号の規定に違反して一定の取引分

十三〔回前十二〕 第二十三条第六項の規定に違反

して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書

三 第四十七条第一項第三号又は第二項の規定に

よる物件の所持者に対する処分に違反して物件

を提出しない者

鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

二 第四十七条第一項第二号又は第二項の規定に

よる鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、

述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告

して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳

よる事件関係人又は参考人に対する処分に違反

第四十七条第一項第一号又は第二項の規定に

十二〔図前十〕 第十六条第三項において読み替

提出した者

十六条第一項第一号又は第二号に該当する行為 えて準用する第十条第八項の規定に違反して第 十一〔回前九〕 第十六条第二項の規定に違反し

て届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を

## - 77 -

犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科 することができる。 【秘密漏洩等の罪】

第九十三条 第三十九条の規定に違反した者は、 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 【行政調査の拒否等の罪】

七 第十五条の二第二項及び第三項の規定に違反

して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書

又は変更の登記をした者

第十条第八項の規定に違反して合併による設立

第十五条第三項において読み替えて準用する

八 第十五条の二第四項において読み替えて準用

を提出した者

する第十条第八項の規定に違反して共同新設分

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

- 78 -

## ③ 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯 第九十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代 理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人 の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定 した者にも適用する。 (両罰規定)

その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰 の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、 金刑を科する。 第八十九条 五億円以下の罰金刑

二 第九十条第三号(第七条第一項又は第八条の 差止めを命ずる部分に限る。)に違反した場合 三条又は第八条第一号の規定に違反する行為の 二第一項若しくは第三項の規定による命令(第

三 第九十条第一号、第二号若しくは第三号(第 七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三 を除く。) 三億円以下の罰金刑

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

## 第九十二条 第八十九条から第九十一条までの罪を 「懲役及び罰金の併科】

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、

一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処す

四 第四十七条第一項第四号又は第二項の規定に 【一般的調査の拒否等の罪】 よる検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せ第九十四条の二 第四十条の規定による処分に違反 た者は、二十万円以下の罰金に処する。 ず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出し

## 【秘密保持命令違反の罪】

第九十四条の三 秘密保持命令に違反した者は、五 年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処

第九十一条の二又は第九十四条 各本条の罰金限る。) に違反した場合に限る。)、第九十一条、 の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に 項の規定による命令(第三条又は第八条第一号

② 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起するこ

「秘密保持命令」→第八十一条②

し、又はこれを併科する。

とができない。

ときは、行為者を罰するほか、その団体に対して も、当該各号に定める罰金刑を科する。 関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をした 用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使

第八十九条 五億円以下の罰金刑

を除く。) 三億円以下の罰金刑 三条又は第八条第一号の規定に違反する行為の 差止めを命ずる部分に限る。)に違反した場合 二第一項若しくは第三項の規定による命令(第 第九十条第三号(第七条第一項又は第八条の

三 第九十条第一号、第二号若しくは第三号(第 七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三 限る。)に違反した場合に限る。)又は第九十四 項の規定による命令(第三条又は第八条第一号 の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に

第九十六条 第八十九条から第九十一条までの罪

第百条 第八十九条又は第九十条の場合において、

裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、次

号の宣告をするのは、その特許権又は特許発明の

に掲げる宣告をすることができる。ただし、第一

専用実施権若しくは通常実施権が、犯人に属して

【公正取引委員会の専属告発】

他の法令の規定又は定款その他の定めにかかわら

前項の規定により解散が宣告された場合には、

ず、事業者団体は、その宣告により解散する。

第九十九条 削除

【特許等の取消し等の宣告】

は、公正取引委員会の告発を待つて、これを論ず

公正取引委員会は、第一項の告発をするに当た

前項の告発は、文書をもつてこれを行う。

とができる。

認めるときは、その旨を前項の文書に記載するこ は第百条第一項第一号の宣告をすることを相当と り、その告発に係る犯罪について、前条第一項又

第一項の告発は、公訴の提起があつた後は、こ

二 判決確定後六月以上三年以下の期間、政府と

されるべき旨

発明の専用実施権若しくは通常実施権は取り消

違反行為に供せられた特許権の特許又は特許

第九十五条の四 裁判所は、十分な理由があると認

【事業者団体の解散の宣告】

第九十七条 排除措置命令に違反したものは、

れを取り消すことができない。

【排除措置命令違反に関する過料】

につき刑を科するべきときは、この限りでない。

「排除措置命令」→第四十九条

五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為

団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適

条に規定する刑の言渡しと同時に、事業者団体の

解散を宣告することができる。

めるときは、第八十九条第一項第二号又は第九十

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

いての時効の期間による。

用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使 各本条の罰金刑

④ 第一項又は第二項の規定により第八十九条の違 科する場合における時効の期間は、同条の罪につ 行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以 関し、前条第一項の違反行為をしたときは、その 反行為につき法人若しくは人又は団体に罰金刑を 下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科

⑤〔回前③〕 第二項の場合においては、代表者又 訴訟行為に関する刑事訴訟法の規定を準用する。 するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表 【法人の代表者に対する罰則】 の期間は、同項の罪についての時効の期間による。 き法人又は人に罰金刑を科する場合における時効 第三項の規定により前条第一項の違反行為につ

第九十五条の二 第八十九条第一項第一号、第九十 条第一号若しくは第三号又は第九十一条の違反が

> るものを除く。)の代表者に対しても、各本条の つた場合における当該法人で事業者団体に該当す 当該法人(第九十条第一号又は第三号の違反があ その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行 あつた場合においては、その違反の計画を知り、 為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた

# 【事業者団体の代表者等に対する罰則】

第九十五条の三 第八十九条第一項第二号又は第 事業者を含む。)に対しても、それぞれ各本条の 九十条の違反があつた場合においては、その違反 人その他の者が構成事業者である場合には、当該 利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理 員若しくは管理人又はその構成事業者(事業者の を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役 又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置 の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、

が法人その他の団体である場合においては、当該 その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者 前項の規定は、同項に掲げる事業者団体の理事

> なければならない。 は、裁判所は、判決の謄本を特許庁長官に送付し 前項第一号の宣告をした判決が確定したとき の間に契約をすることができない旨

なければならない。 発明の専用実施権若しくは通常実施権を取り消さ きは、特許庁長官は、その特許権の特許又は特許 前項の規定による判決の謄本の送付があつたと

第十二章 犯則事件の調査等

- 81 -

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

## 【質問、検査又は領置等】

第百一条 公正取引委員会の職員(公正取引委員会 るときは、犯則嫌疑者若しくは参考人(以下この から第九十一条までの罪に係る事件をいう。以下 員会職員」という。)は、犯則事件(第八十九条 の指定を受けた者に限る。以下この章において「委 嫌疑者等が所持し若しくは置き去つた物件を検査 出頭を求め、犯則嫌疑者等に対して質問し、犯則 項において「犯則嫌疑者等」という。)に対して この章において同じ。)を調査するため必要があ

3

き去つた物件を領置することができる。 し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し若しくは置

② 委員会職員は、犯則事件の調査について、官公 求めることができる。 署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を

## 【臨検、捜索又は差押え】

第百二条 委員会職員は、犯則事件を調査するため えをすることができる。 かじめ発する許可状により、臨検、捜索又は差押 轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があら 必要があるときは、公正取引委員会の所在地を管

- 83

することができる。 があらかじめ発する許可状により、同項の処分を 地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官 体若しくは物件又は差し押さえるべき物件の所在 会職員は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身 前項の場合において急速を要するときは、委員

場合においては、犯則事件が存在すると認められ この章において「許可状」という。)を請求する る資料を提供しなければならない。 委員会職員は、第一項又は前項の許可状(以下

第九十八条 第七十条の四第一項の規定による裁判

【緊急停止命令違反に関する過料】

に違反したものは、三十万円以下の過料に処する。

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

- 82 -

# 【通信事務を行う者に対する差押え】

第百三条 委員会職員は、犯則事件を調査するため 郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令 嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発した 又は所持するものを差し押さえることができる。 の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、 必要があるときは、許可状の交付を受けて、犯則

則の事実が明らかであるときは、これらの事項を えるべき物件並びに請求者の官職及び氏名、有効 所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、 も記載しなければならない。 い。この場合において、犯則嫌疑者の氏名又は犯 きずこれを返還しなければならない旨、交付の年 期間、その期間経過後は執行に着手することがで 捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さ た許可状を委員会職員に交付しなければならな 月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印し 委員会職員は、許可状を他の委員会職員に交付 前項の請求があつた場合においては、地方裁判

臨検、捜索又は差押えをさせることができ

則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、 場合においては、その旨を発信人又は受信人に通 この限りでない。 知しなければならない。ただし、通知によつて犯 めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交 するものについては、犯則事件に関係があると認 基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持 信書便物又は電信についての書類で法令の規定に 付を受けて、これを差し押さえることができる。 委員会職員は、前二項の規定による処分をした 委員会職員は、前項の規定に該当しない郵便物、

# 【臨検、捜索又は差押えの夜間執行の制限】

第百四条 臨検、捜索又は差押えは、許可状に夜間 とができる。 要があると認めるときは、日没後まで継続するこ でも執行することができる旨の記載がなければ、 日没から日の出までの間には、してはならない。 日没前に開始した臨検、捜索又は差押えは、必

## 【許可状の提示】

第百五条 臨検、捜索又は差押えの許可状は、これ らの処分を受ける者に提示しなければならない。

第百十三条 運搬又は保管に不便な領置物件又は差

【領置物件又は差押物件の処置】

押物件は、その所有者又は所持者その他委員会職

員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証

第百十二条 委員会職員は、領置又は差押えをした

きないときは、その旨を付記すれば足りる。 会人が署名押印せず、又は署名押印することがで

【領置目録又は差押目録】

押物件の所有者若しくは所持者又はこれらの者に

ときは、その目録を作成し、領置物件若しくは差

代わるべき者にその謄本を交付しなければならな

第百十四条 公正取引委員会は、領置物件又は差押

を徴して保管させることができる

【領置物件又は差押物件の返還等】

の返還を受けるべき者にこれを還付しなければな 物件について留置の必要がなくなつたときは、そ

2

ければならない。

これを領置目録又は差押目録とともに引き継がな

合において、領置物件又は差押物件があるときは、

定による保管に係るものである場合においては、

前項の領置物件又は差押物件が第百十三条の規

を同条の保管者に通知しなければならない。 同条の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨

件の返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわ

3

き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法の規

前二項の規定により領置物件又は差押物件が引

公正取引委員会は、前項の領置物件又は差押物

からないため、又はその他の事由によりこれを還

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

## 【身分の証明】

第百六条 委員会職員は、この章の規定により質問 第百七条 委員会職員は、臨検、捜索又は差押えを 検査、領置、臨検、捜索又は差押えをするときは、 その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があ 【臨検、捜索又は差押えに際しての必要な処分】 つたときは、これを提示しなければならない。

2

き、その他必要な処分をすることができる。 するため必要があるときは、錠をはずし、封を開 も、することができる。 前項の処分は、領置物件又は差押物件について

3

第百八条
委員会職員は、この章の規定により質問、 何人に対しても、許可を受けないでその場所に出 検査、領置、臨検、捜索又は差押えをする間は、 【処分中の出入りの禁止】

第百九条 委員会職員は、人の住居又は人の看守す 理者(これらの者の代表者、代理人その他これら 又は差押えをするときは、その所有者若しくは管 る邸宅若しくは建造物その他の場所で臨検、捜索

【責任者等の立会い】

入りすることを禁止することができる。

ち会わせなければならない。 使用人若しくは同居の親族で成年に達した者を立 の者に代わるべき者を含む。)又はこれらの者の

に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共 会わせることができないときは、その隣人で成年 団体の職員を立ち会わせなければならない。 前項の場合において、同項に規定する者を立ち

子を立ち会わせなければならない。ただし、急速 を要する場合は、この限りでない。 女子の身体について捜索するときは、成年の女

## 【警察官の援助】

第百十条 委員会職員は、臨検、捜索又は差押えを するに際し必要があるときは、警察官の援助を求 めることができる。

## 【犯則調査の調書の作成】

第百十一条 委員会職員は、この章の規定により質 ければならない。ただし、質問を受けた者又は立 に示し、これらの者とともにこれに署名押印しな 載した調書を作成し、質問を受けた者又は立会人 きは、その処分を行つた年月日及びその結果を記 問、検査、領置、臨検、捜索又は差押えをしたと

第百十八条 この章の規定による公正取引委員会又

【審査請求の制限】

行政不服審査法全部改正後の第百十八条

は委員会職員の処分又はその不作為については、

審査請求をすることができない

第百十七条 この章の規定に基づいて公正取引委員

(附則・改正附則は略)

定によつて押収されたものとみなす

【行政手続法の適用除外】

ては、行政手続法第二章から第四章までの規定は、 会又は委員会職員がする処分及び行政指導につい

- 85 -

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆平成二十五年改正法附則

第百十五条 委員会職員は、犯則事件の調査を終え

【公正取引委員会への報告

たときは、調査の結果を公正取引委員会に報告し

なければならない。

ないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

て、公告の日から六月を経過しても還付の請求が

前項の公告に係る領置物件又は差押物件につい

付することができない場合においては、その旨を

公告しなければならない。

## - 86 -

第百十六条 公正取引委員会は、犯則事件の調査の

【告発の場合の領置物件又は差押物件の引継義務】

結果、第七十四条第一項の規定により告発した場

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六 施行する。ただし、附則第十五条及び第十六条の 月を超えない範囲内において政令で定める日から

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい 知があった場合についての経過措置) 、施行日前に排除措置命令又は納付命令に係る通

## ◆平成二十五年改正法附則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の 部を改正する法律

(平成二十五年十二月十三日法律第百号)

## 「本則は略」

# 規定は、公布の日から施行する。

う。) 前に一の違反行為について当該違反行為を 者(事業者の利益のためにする行為を行う役員、 した事業者又は事業者団体若しくはその構成事業

> よる 続その他これらに類する手続として公正取引委員 当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手 手続を含む。次条及び附則第四条において同じ。)、 されたことを確保するために必要な措置を命ずる 的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 おいて同じ。)の全部又は一部に対し改正前の私 会規則で定めるものについては、なお従前の例に し又は還付する手続、審判手続(審判官の指定の る当該違反行為を排除し又は当該違反行為が排除 を含む。)の規定による通知があった場合におけ 第五十条第六項において読み替えて準用する場合 (以下「旧法」という。) 第四十九条第五項 (旧法 合には、当該事業者を含む。附則第七条第一項に 手続、課徴金の納付を命ずる手続、課徴金を徴収 従業員、代理人その他の者が構成事業者である場

謄本の送達があった場合についての経過措置) (施行日前に独占的状態に係る審判開始決定書の

第三条 施行日前に旧法第五十五条第三項の規定に おける独占的状態に係る商品又は役務について競 よる審判開始決定書の謄本の送達があった場合に

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆独禁法典

- 87 -

第百十八条 この章の規定に基づいて公正取引委員

【不服申立ての制限】 適用しない。

会又は委員会職員がした処分については、行政不

服審査法による不服申立てをすることができな

分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継 おいてその一若しくは二以上の子会社等に対して 違反行為に係る事件についての調査開始日以後に

かつ、合併以外の事由により消滅したとき

2

審判手続、当該審判手続による審決の取消しの訴 えに係る手続その他これらに類する手続として公 争を回復させるために必要な措置を命ずる手続、 正取引委員会規則で定めるものについては、なお

について旧法第六十六条第四項の規定による審

る。)は、当該審決を新法第二十条の四の規定に

(施行日前に認可の取消しに係る審判手続を開始

第四条 施行日前に旧法第七十条の十二第一項の規 続、当該審判手続による審決の取消しの訴えに係 定により審判手続を開始した場合における審判手 委員会規則で定めるものについては、なお従前の る手続その他これらに類する手続として公正取引 した場合についての経過措置)

関する規定の適用関係) (審決を受けたことがある者に対する納付命令に

2

第五条 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確 の二第一項(同条第二項において読み替えて準用 保に関する法律(以下「新法」という。)第七条 金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、 する場合を含む。)又は第四項の規定により課徴 同条第一項、第二項又は第四項に規定する違反行

> 為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取 第七項及び第九項の規定を適用する。 法第五十一条第二項の規定による審決を受けたこ 第三項において同じ。)から遡り十年以内に、旧 新法第五十条第一項の規定による通知(次条にお 項の規定による決定とみなして、新法第七条の一 とがあるときは、当該審決を新法第六十三条第二 いて「事前通知」という。)を受けた日)をいう。 法第六十二条第四項において読み替えて準用する たときは、当該事業者が当該違反行為について新 分が最初に行われた日(当該処分が行われなかっ 掲げる処分又は同法第百二条第一項に規定する処 引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に 為に係る事件についての調査開始日(当該違反行

当該法人が受けた旧法第五十一条第二項の規定に 定する違反行為をした事業者が法人である場合に 定とみなして、新法第七条の二第二十四項の規定 よる審決を新法第六十三条第二項の規定による決 おいて、当該法人が合併により消滅したときは、 新法第七条の二第一項、第二項又は第四項に規

> 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆平成二十五年改正法附則 法第二条第九項第三号に該当するものに限る。) 最初に行われた日から遡り十年以内(当該処分が とがあるとき(当該審決が確定している場合に限 決(原処分の全部を取り消す場合のものに限り、 決(原処分の全部を取り消す場合のものに限り、 内)に、同法第十九条の規定に違反する行為(同 為について事前通知を受けた日から遡り十年以 する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関 よる命令であって確定しているものとみなす。 る。)は、当該審決を新法第二十条の三の規定に とされる場合におけるものを含む。)を受けたこ 附則第二条の規定によりなお従前の例によること 附則第二条の規定によりなお従前の例によること について旧法第六十六条第四項の規定による審 行われなかったときは、当該事業者が当該違反行 該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件 新法第二十条の四の規定の適用については、当

- 89 -

規定による命令であって確定しているものとみな る。)について旧法第六十六条第四項の規定によ 違反行為について事前通知を受けた日から遡り十 けたことがあるとき(当該審決が確定している場 ることとされる場合におけるものを含む。) を受 る審決(原処分の全部を取り消す場合のものに限 為(同法第二条第九項第一号に該当するものに限 処分が行われなかったときは、当該事業者が当該 合に限る。)は、当該審決を新法第二十条の二の り、附則第二条の規定によりなお従前の例によ 同法第十九条の規定に違反する行 - 90 -

おいて、当該法人が当該違反行為に係る事件につ

定する違反行為をした事業者が法人である場合に

新法第七条の二第一項、第二項又は第四項に規

に規定する子会社等をいう。以下この項において

以上の子会社等(新法第七条の二第十三項第一号 いての調査開始日以後においてその一若しくは二

を譲渡し、又は当該法人(会社に限る。)が当該 同じ。)に対して当該違反行為に係る事業の全部

該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件 行われなかったときは、当該事業者が当該違反行 最初に行われた日から遡り十年以内(当該処分が について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関 法第二条第九項第二号に該当するものに限る。) 内)に、同法第十九条の規定に違反する行為(同 為について事前通知を受けた日から遡り十年以 する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が 新法第二十条の三の規定の適用については、

第六条 新法第二十条の二の規定の適用について

る決定とみなして、新法第七条の二第二十五項の

定による審決を新法第六十三条第二項の規定によ は、当該法人が受けた旧法第五十一条第二項の規

る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確 は、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係

処分が最初に行われた日から遡り十年以内(当該 保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる

とされる場合におけるものを含む。)を受けたこ

2 附則第二条の規定によりなお従前の例によるこ ととされる場合における施行日以後に確定した旧 保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償 かった場合にあっては、旧法第五十条第一項に規 除措置命令がされなかった場合にあっては、旧法 法第四十九条第一項に規定する排除措置命令(排 に関する訴えについては、なお従前の例による。 違反行為に係る私的独占の禁止及び公正取引の確 は旧法第六十六条第四項の規定による審決に係る 規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業 訴えについては、なお従前の例による。 る法律第二十五条の規定による損害賠償に関する に係る私的独占の禁止及び公正取引の確保に関す 六十六条第四項の規定による審決に係る違反行為 第五十条第一項に規定する納付命令)又は旧法第 者に対するものを除く。 次項において同じ。)) 又 定する納付命令(旧法第八条第一号又は第二号の に規定する排除措置命令(排除措置命令がされな

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆平成二十五年改正法附則

第八条 附則第二条から第四条までの規定によりな お従前の例によることとされる審判手続に係る事

を指定して行わせることとした事務を除く。)」と 規定によりなお従前の例によることとされる審判 確保に関する法律の一部を改正する法律(平成 るのは、「局務(私的独占の禁止及び公正取引の の規定の適用については、同項中「局務」とあ 務が終了するまでの間は、新法第三十五条第三項 官の指定の手続により、公正取引委員会が審判官 一十五年法律第号)附則第二条から第四条までの

2 旧法第三十五条第七項から第九項までの規定 決に関する規定の適用関係) が終了するまでの間は、なおその効力を有する。 は、附則第二条から第四条までの規定によりなお 従前の例によることとされる審判手続に係る事務 (競争を回復させるために必要な措置を命ずる審

第九条 旧法第六十五条又は第六十七条第一項の規 定による審決(当該審決が確定した場合に限る。) 定を適用する。 て、新法第六十八条及び第七十条の三第三項の規 争回復措置命令であって確定したものとみなし については、新法第六十四条第一項に規定する競

(審判官に関する経過措置)

る。)は、当該審決を新法第二十条の五の規定に とがあるとき(当該審決が確定している場合に限 とされる場合におけるものを含む。)を受けたこ 決(原処分の全部を取り消す場合のものに限り、 について旧法第六十六条第四項の規定による審 法第二条第九項第四号に該当するものに限る。) 為について事前通知を受けた日から遡り十年以 行われなかったときは、当該事業者が当該違反行 する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関 該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件 よる命令であって確定しているものとみなす。 償に関する訴えに関する経過措置) よる命令であって確定しているものとみなす。 附則第二条の規定によりなお従前の例によること 内)に、同法第十九条の規定に違反する行為(同 最初に行われた日から遡り十年以内(当該処分が (排除措置命令等が確定した場合における損害賠 新法第二十条の五の規定の適用については、当

第七条 施行日前に確定した旧法第四十九条第一項

とがあるとき(当該審決が確定している場合に限

定があるものは、この附則に別段の定めがあるも て、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規 規定によってした処分、手続その他の行為であっ

のを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規

定によってしたものとみなす

(罰則に関する経過措置)

第十三条 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の

講ずるものとする。

「他の法律を改正する条は略」

得て、必要があると認めるときは、

所要の措置を

討を行い、この法律の公布後一年を目途に結論を 人が十分な防御を行うことを確保する観点から検

(処分、手続等に関する経過措置)

前の例によることとされる場合における施行日以

定による裁判及び附則第十条の規定によりなお従

第十六条 政府は、公正取引委員会が事件について

必要な調査を行う手続について、我が国における

他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係

施行日前にした旧法第七十条の十三第一項の規

対する過料についての裁判の手続については、な 後にした同項の規定による裁判に違反する行為に

2 旧法第六十五条又は第六十七条第一項の規定に 三号、第九十二条、第九十五条第一項第二号、第 場合において、当該審決を受けた者が施行日以後 又は同項の規定による審決を含む。)が確定した よる審決(附則第三条の規定によりなお従前の例 第六十四条第一項に規定する競争回復措置命令で によることとされる場合における旧法第六十五条 九十五条の三の規定を適用する。 あって確定したものとみなして、新法第九十条第 においてこれに従わないときは、当該審決を新法 二項第二号及び第五項、第九十五条の二並びに第 3

# (緊急停止命令に係る事件の手続に関する経過措

第十条 この法律の施行の際現に裁判所に係属して 第一項に規定する事件の手続については、なお従 の十四第二項において準用する旧法第七十条の七 いる旧法第七十条の十三第一項及び旧法第七十条

第十一条 旧法第七十条の十一第一項及び第七十条 に対する抗告訴訟に関する経過措置) (施行日前に認可申請の却下等の審決を受けた者

> 限る。)、第八十六条、第八十七条及び第八十八条 第七十六条第二項に規定する決定とみなして、新 法第七十七条、第八十五条(第一号に係る部分に の十二第二項の規定による審決については、新法

2 この法律の施行の際現に旧法第七十七条第一項 前の例による。 決の取消しの訴えの出訴期間については、なお従 に規定する期間が進行している前項に規定する審

政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号) お従前の例による。 第三条第一項に規定する抗告訴訟については、 際現に係属している同項に規定する審決に係る行 第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の

第十二条 施行日前にした旧法第四十九条第一項に 違反する行為に対する過料についての裁判の手続 規定する排除措置命令及び附則第二条の規定によ については、なお従前の例による。 施行日以後にした同項に規定する排除措置命令に りなお従前の例によることとされる場合における (過料についての裁判の手続に関する経過措置)

-年改正法附則

一部を改正する法律

◆平成二十一年改正法附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を 規定、第八条の三の改正規定(「第八条第一項第 の改正規定、第八条の二第一項及び第二項の改正 超えない範囲内において政令で定める日(以下「施 改正規定、第五十九条第二項の改正規定(「第八 第二十四条、第二十五条第一項及び第二十六条第 行日」という。)から施行する。ただし、第八条 条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める部 一項の改正規定、第四十三条の次に一条を加える 一号」を「第八条第一号」に改める部分に限る。)、

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の

[本則は略]

- 93 -

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆平成二十

条の十五に後段を加える改正規定、同条に一項を 第七十条の十三第一項の改正規定(「第八条第一 第八十九条第一項第二号の改正規定、第九十条の 加える改正規定、第八十四条第一項の改正規定、 項」を「第八条」に改める部分に限る。)、第七十 八条第一項」を「第八条」に改める部分に限る。)、 分に限る。)、第六十六条第四項の改正規定(「第

(平成二十一年六月十日法律第五十一号)

号を削る部分に限る。)、第九十三条の改正規定並

改正規定、第九十一条の二の改正規定(同条第一

びに第九十五条の改正規定(同条第一項第三号中

「(第三号を除く。)」を削る部分、同条第二項第三

- 95

及び第七十三条の二十四の改正規定並びに附則第

二十二年法律第百三十二号)第七十二条の八の二

規定、附則第二十一条中農業協同組合法(昭和

部分を除く。)並びに附則第九条、第十四条、第

十六条から第十九条まで及び第二十条第一項の

を削る部分(第九十一条の二第一号に係る部分を 号に係る部分に限る。)、第九十一条の二第一号」 号中「、第九十一条第四号若しくは第五号(第四

除く。)及び第九十五条第三項中「前項」を「第

二項」に改め、同条第二項の次に二項を加える

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆平成二十一年改正法附則

- 94 -

2 旧独占禁止法第二条第九項各号に該当する行為 第二条 改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確 るために必要な措置については、なお従前の例に くなった行為のうち施行日前に係るものを排除す であって、施行日前に開始され、施行日以後にな 必要な措置については、なお従前の例による。 第二条第九項各号に該当する行為であって、施行 保に関する法律(以下「旧独占禁止法」という。) 日前に既になくなっている行為を排除するために 起算して一月を経過した日から施行する。 (排除措置に関する経過措置)

3 旧独占禁止法第二条第九項各号に該当する行為 であって、施行日前に開始され、施行日以後も行 するために必要な措置については、なお従前の例 われている行為のうち施行日前に係るものを排除

第三条 この法律の施行の際その行為がなくなった 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関 日から三年を経過している違反行為については、

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法

(政令への委任)

律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定

によりなお従前の例によることとされる場合にお

ける施行日以後にした行為に対する罰則の適用に

ついては、なお従前の例による。

独占禁止法第七条第二項に規定する措置を命ずる この条において同じ。)の規定にかかわらず、新 条第二項(新独占禁止法第八条の二第二項及び第 する法律(以下「新独占禁止法」という。)第七 二十条第二項において準用する場合を含む。以下

二十三条及び第二十四条の規定は、公布の日から

## (課徴金に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際その実行期間(旧独占 付を命ずることができない。 定する違反行為については、新独占禁止法第七条 合を含む。)に規定する実行期間をいう。)の終了 禁止法第八条の三において読み替えて準用する場 禁止法第七条の二第一項(同条第二項及び旧独占 の二第二十七項の規定にかかわらず、課徴金の納 条の二第一項若しくは第二項又は第八条の三に規 した日から三年を経過している旧独占禁止法第七

第五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関す で 第百号)による改正後の私的独占の禁止及び公正 取引の確保に関する法律(次条から附則第八条ま る法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律 附則第十五条及び附則第十六条第二項におい

る違反行為に係る事件について私的独占の禁止及 業者が、同条第一項、第二項又は第四項に規定す

び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項

2

第四号に掲げる処分又は同法第百二条第一項に規

遡り十年以内)に、私的独占の禁止及び公正取引

が当該違反行為について事前通知を受けた日から (当該処分が行われなかったときは、当該事業者 定する処分が最初に行われた日から遡り十年以内

行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正

の規定は、同条第四項の規定により課徴金の納付

新私的独占禁止法第七条の二第七項及び第九項

を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反

あって確定しているものとみなして、同条第七項 独占禁止法第七条の二第一項の規定による命令で る場合に限る。)は、当該命令又は審決を新私的 を受けたことがあるとき(当該審決が確定してい 占禁止法第五十四条の二第一項の規定による審決 いる場合に限る。)又は平成十八年一月改正前独 第四十八条の二第五項に規定する期間を経過して

及び第九項の規定を適用する。

処分が最初に行われた日から遡り十年以内(当該

に掲げる処分又は同法第百二条第一項に規定する 取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号

違反行為について事前通知を受けた日から遡り十 処分が行われなかったときは、当該事業者が当該

ついては、当該事業者が、同条に規定する違反行

の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成

十七年法律第三十五号)による改正前の私的独占

の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「平

第七条 新私的独占禁止法第七条の二第一項 (同条

(審決及び納付命令に関する経過措置) 特定事業承継子会社等について適用する。 私的独占禁止法第七条の二第二十五項に規定する 前通知」という。)が行われた場合)における新 禁止法第五十条第一項の規定による通知(以下「事 条第四項において読み替えて準用する新私的独占

求することなく平成十八年一月改正前独占禁止法

るとき(当該命令についての審判手続の開始を請 条の二第一項の規定による命令を受けたことがあ 成十八年一月改正前独占禁止法」という。) 第七

第二項において読み替えて準用する場合を含む。

以下この項において同じ。)又は第四項の規定に

より課徴金の納付を命ずる場合において、当該事

第六条 新私的独占禁止法第七条の二第一項の規定

事業者が同条第八項各号に規定する行為に相当す により課徴金の納付を命ずる場合において、当該

- 97 -

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆平成二十-

施行日前に開始され、施行日以後になくなったも 金の納付を命ずる場合において、当該違反行為が 四項又は第二十条の二から第二十条の六までに規 ができない。 係るものについては、課徴金の納付を命ずること のであるときは、当該違反行為のうち施行日前に 定する違反行為についてこれらの規定による課徴 て「新私的独占禁止法」という。)第七条の二第 3

り課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業 為についての課徴金の額の計算については、同項 くなっている場合における当該行為に係る違反行 為をした場合(施行日以後にした場合に限る。) 及び同条第九項の規定を適用しない。 る行為をし、かつ、施行日前に既に当該行為がな に係るものについての課徴金の額の計算について における当該行為に係る違反行為のうち施行日前 者が同条第八項各号に規定する行為に該当する行 新私的独占禁止法第七条の二第一項の規定によ

> 場合における合併後存続し、又は合併により設立 法人に限る。)が施行日前に合併により消滅した は た会社以外の法人については、適用しない。 された法人及び当該違反行為をした事業者(会社 は、旧独占禁止法第七条の二第一項若しくは第二 における合併後存続し、又は合併により設立され に限る。)が施行日前に合併により消滅した場合 項に規定する違反行為をした事業者(会社以外の 新私的独占禁止法第七条の二第二十四項の規定 同項及び同条第九項の規定を適用しない。

の二第一項、 的独占禁止法第二十条の七において読み替えて準 確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げ の二から第二十条の六までに規定する違反行為に の規定は、施行日以後に新私的独占禁止法第七条 用する場合を含む。以下この項において同じ。) 当該違反行為について新私的独占禁止法第六十二 行われた場合(当該処分が行われなかったときは、 る処分又は同法第百二条第一項に規定する処分が 係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の 新私的独占禁止法第七条の二第二十五項(新私 第二項若しくは第四項又は第二十条

> 年以内)に、旧独占禁止法第七条の二第六項第一 二号に規定する命令、通知若しくは審決を受けた 号に規定する命令、通知若しくは審決又は同項第 ことがある者である場合における当該課徴金の額

# (審決及び排除措置命令に関する経過措置)

第八条 新私的独占禁止法第二十条の二の規定の適 業者が当該違反行為について事前通知を受けた日 以内(当該処分が行われなかったときは、当該事 用については、当該事業者が、同条に規定する違 改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条 相当するものに限る。)について平成十八年一月 独占禁止法第二条第九項第一号に規定する行為に 占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新私的 から遡り十年以内)に、平成十八年一月改正前独 号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年 正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四 反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公 たことがあるとき(当該審決が確定している場合 の三若しくは第五十四条の規定による審決を受け に限る。)又は旧独占禁止法第十九条の規定に違

けたことがあるとき(当該命令が確定している場 号に規定する行為に相当するものに限る。)につ いて旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受 反する行為(新私的独占禁止法第二条第九項第

四項の規定による審決(原処分の全部を取り消

の計算についても、適用する。 合に限る。)若しくは旧独占禁止法第六十六条第

2 新私的独占禁止法第二十条の三の規定の適用に 掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内 引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に 為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取 ついては、当該事業者が、同条に規定する違反行 禁止法第二条第九項第二号に規定する行為に相当 止法第十九条の規定に違反する行為(新私的独占 遡り十年以内)に、平成十八年一月改正前独占禁 が当該違反行為について事前通知を受けた日から (当該処分が行われなかったときは、当該事業者

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆平成二十一年改正法附則

- 98 -

3 新私的独占禁止法第二十条の四の規定の適用に 引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に 為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取 ついては、当該事業者が、同条に規定する違反行 審決が確定している場合に限る。)は、当該審決 の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合 限る。)若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項 ことがあるとき(当該命令が確定している場合に 規定する行為に相当するものに限る。)について る行為(新私的独占禁止法第二条第九項第二号に 前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三 による命令であって確定しているものとみなす。 のものに限る。)を受けたことがあるとき(当該 る。)又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反す (当該処分が行われなかったときは、当該事業者 掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内 又は命令を新私的独占禁止法第二十条の三の規定 旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けた とがあるとき(当該審決が確定している場合に限 若しくは第五十四条の規定による審決を受けたこ するものに限る。)について平成十八年一月改正

のものに限る。)を受けたことがあるとき(当該 限る。)若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項 規定する行為に相当するものに限る。)について る行為(新私的独占禁止法第二条第九項第三号に とがあるとき(当該審決が確定している場合に限 前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三 するものに限る。)について平成十八年一月改正 遡り十年以内)に、平成十八年一月改正前独占禁 による命令であって確定しているものとみなす。 の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合 ことがあるとき(当該命令が確定している場合に 旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けた る。)又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反す 若しくは第五十四条の規定による審決を受けたこ 禁止法第二条第九項第三号に規定する行為に相当 止法第十九条の規定に違反する行為(新私的独占 が当該違反行為について事前通知を受けた日から 又は命令を新私的独占禁止法第二十条の四の規定 審決が確定している場合に限る。)は、当該審決 新私的独占禁止法第二十条の五の規定の適用に

- 100

- 99

規定による命令であって確定しているものとみな 審決又は命令を新私的独占禁止法第二十条の二の (当該審決が確定している場合に限る。) は、当該 す場合のものに限る。)を受けたことがあるとき ないものについては、なお従前の例による。 む。)の規定により短縮された期間を経過してい

施行日から起算して三十日を経過するまでに合

条第六項において読み替えて準用する場合を含 書(旧独占禁止法第十五条の二第七項又は第十六

ては、

適用しない。

三十日を経過した日前に行う共同株式移転につい

法第十条第八項の規定は、施行日から起算して 条第三項において読み替えて準用する新独占禁止

み替えて準用する場合を含む。)に規定する三十

十五条の二第七項又は第十六条第六項において読 独占禁止法第十五条第五項本文(旧独占禁止法第 よりされた届出であって、この法律の施行の際旧 いて読み替えて準用する場合を含む。)の規定に

第十二条 新独占禁止法第十五条の三第二項及び同

(共同株式移転に関する経過措置)

よる。

日の期間又は旧独占禁止法第十五条第五項ただし

うとする場合において、この法律の施行の際現に

(以下この項において「合併等」という。) をしよ 併、共同新設分割、吸収分割又は事業等の譲受け

又は第十六条第二項(同条第五項において読み替

六項において読み替えて準用する場合を含む。)

二第二項若しくは第三項(これらの規定を同条第

て読み替えて準用する場合を含む。)、第十五条の 旧独占禁止法第十五条第二項(同条第四項におい

条第五項の規定に違反して会社が合併、共同新設

分割又は吸収分割をしたときにおける合併、共同

替えて準用する場合を含む。)並びに同条第七項

第三項(これらの規定を同条第六項において読み 含む。)及び第五項又は第十五条の二第二項及び (同条第四項において読み替えて準用する場合を

において読み替えて準用する旧独占禁止法第十五

新設分割又は吸収分割の無効の訴えについては

なお従前の例による

(利害関係人の閲覧謄写請求手続に関する経過措

併等に関する計画を届け出なければならないとさ えて準用する場合を含む。)の規定により当該合

置

限る。)若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項 旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けた る。) 又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反す するものに限る。) について平成十八年一月改正 止法第十九条の規定に違反する行為(新私的独占 遡り十年以内)に、平成十八年一月改正前独占禁 が当該違反行為について事前通知を受けた日から 審決が確定している場合に限る。)は、当該審決 のものに限る。)を受けたことがあるとき(当該 の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合 ことがあるとき(当該命令が確定している場合に 規定する行為に相当するものに限る。)について る行為(新私的独占禁止法第二条第九項第四号に とがあるとき(当該審決が確定している場合に限 若しくは第五十四条の規定による審決を受けたこ 前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三 禁止法第二条第九項第四号に規定する行為に相当 掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内 引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に (当該処分が行われなかったときは、当該事業者

> による命令であって確定しているものとみなす。 又は命令を新私的独占禁止法第二十条の五の規定 (事業者団体届出に関する経過措置)

為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取

第九条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行 四項までに規定する事業者団体の成立、届出に係 の日前に生じた旧独占禁止法第八条第二項から第 お従前の例による。 る事項の変更及び解散に係る届出については、な

# (株式の取得又は所有に関する経過措置)

後に行う株式の取得について適用し、同日前に行 う株式の取得又は所有については、なお従前の例 による。 定は、施行日から起算して三十日を経過した日以 新独占禁止法第十条第二項及び第八項の規

# (合併、分割又は事業等の譲受けに関する経過措

第十一条 旧独占禁止法第十五条第二項(同条第四 を同条第六項において読み替えて準用する場合 十五条の二第二項若しくは第三項(これらの規定 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 を含む。)又は第十六条第二項(同条第五項にお

> 第十四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施 行の日前に旧独占禁止法第七十条の十五の規定に る処分については、なお従前の例による。 よりされた事件記録の閲覧又は謄写の求めに対す

> > 条の規定による損害賠償の請求について適用し、 の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五

判上主張された同条の規定による損害賠償の請求 同日前に提起された訴えにおいて相殺のために裁

第十五条 新私的独占禁止法第八十条から第八十三 条までの規定は、施行日以後に提起された訴えに ついて適用し、施行日前に提起された訴えについ

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆平成二十一年改正法附則 (求意見制度についての経過措置)

第十六条 新独占禁止法第八十四条第一項の規定 賠償に関する訴えについて適用し、同日前に提起 の確保に関する法律第二十五条の規定による損害 日以後に提起された私的独占の禁止及び公正取引 は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の ついては、なお従前の例による。 された同条の規定による損害賠償に関する訴えに

第十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第

(罰則に関する経過措置)

があるものを除き、新独占禁止法又はこれに基づ

く命令の相当の規定によってしたものとみなす。

相当の規定があるものは、この附則に別段の定め て、新独占禁止法又はこれに基づく命令の規定に 規定によってした処分、手続その他の行為であっ

- 103

後にした行為に対する罰則の適用については、

によることとされる場合におけるこの法律の施行 九条から第十一条までの規定によりなお従前の例

お従前の例による。

(政令への委任

2 新私的独占禁止法第八十四条第二項において準 用する同条第一項の規定は、附則第一条ただし書 において相殺のために裁判上主張された私的独占 に規定する規定の施行の日以後に提起された訴え

(文書提出命令の特則についての経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条ただし書に規定す

(処分、手続等に関する経過措置) については、なお従前の例による。

る規定については、当該規定。次条において同じ。)

の施行前に旧独占禁止法又はこれに基づく命令の

ては、なお従前の例による。

- 101 -

- 102 -

第十三条 施行日前に旧独占禁止法第十五条第二項

(合併又は分割の無効の訴えに関する経過措置)

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆平成十七年改正法附則

れていなかったときについては、なお従前の例に 第十九条 附則第二条から前条までに定めるものの 政令で定める。 ほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は

第二十条 政府は、私的独占の禁止及び公正取引の 年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の 確保に関する法律の審判手続に係る規定につい 措置を講ずるものとする。 て、全面にわたって見直すものとし、平成二十

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合 において、新独占禁止法の施行の状況を勘案し、 必要があると認めるときは、新独占禁止法の規定 措置を講ずるものとする。 について検討を加え、その結果に基づいて所要の

## (他の法律を改正する条は略)

## ◆平成十七年改正法附則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の 一部を改正する法律

(平成十七年四月二十七日法律第三十五号)

この法律は平成二十一年改正法により改

## 本則は略

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を 号に定める日から施行する。 超えない範囲内において政令で定める日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

正を記載する。 文に対する平成二十五年改正法による改 正されている。ここでは当該改正後の条 第四条 新法第七条の二第一項(新法第八条の三に

第五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関す

とする。

条の二第一項ただし書の規定の適用については、

なお従前の例による。この場合における新法第七 び第九項の規定による減額を除く。)については、 ける課徴金の額の計算(新法第七条の二第八項及

同項ただし書中「百万円」とあるのは、「五十万円

四十九条第五項の規定による通知をする場合にお

る法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律

(課徴金に関する経過措置) る措置を命ずることができない。 の規定にかかわらず、新法第七条第二項に規定す

準用する場合を含む。以下この条において同じ。)

法第八条の二第二項及び第二十条第二項において 法律(以下「新法」という。)第七条第二項(新 の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する

おいて読み替えて準用する場合を含む。)又は第

二項に規定する違反行為(旧法第七条の二第一項

2 新法第七条の二第一項(新法第八条の三におい

行日前に既になくなっているものについては、課

合を含む。)に規定するものを除く。)であって施 (旧法第八条の三において読み替えて準用する場

第七条及び第八条において「新私的独占禁止法」

取引の確保に関する法律(以下この条並びに附則 第百号)による改正後の私的独占の禁止及び公正

- 106 -

徴金の納付を命ずることができない。

て読み替えて準用する場合を含む。)又は第二項

条の二第一項(旧法第八条の三において読み替え む。)又は第二項に規定する違反行為(旧法第七 第八条の三において読み替えて準用する場合を含 という。)第七条の二第一項(新私的独占禁止法

に規定する違反行為(旧法第七条の二第一項(旧

含む。)に規定するものに限る。)であって施行 法第八条の三において読み替えて準用する場合を

五十条第六項において読み替えて準用する新法第 日前に既になくなっているものについて新法第

反行為が平成十八年一月四日前に開始され、同日 一項の規定による通知をする場合において当該違 いて読み替えて準用する新独占禁止法第五十条第 について新私的独占禁止法第六十二条第四項にお て準用する場合を含む。)に規定するものを除く。)

的引上げ」を削る部分に限る。)、第四章の二を 第九十一条の二第十一号を削り、 起算して一月を経過した日 を同条第十一号とする改正規定 公布の日から 正規定、第八十四条の二第二項の改正規定及び 削る改正規定、第四十四条第一項後段を削る改 目次の改正規定(「第四章の二 価格の同調 同条第十二号

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい う。) 前に一の違反行為について当該違反行為を した事業者又は事業者団体若しくはその構成事業 二 第七十九条を削る改正規定、第七十八条を第 (施行日前に勧告等があった場合についての経過 附則第一条本文の政令で定める日又はこの法律 号に係る部分に限る。) 行政事件訴訟法の一部 改正規定及び第八十五条の改正規定(同条第一 の公布の日のいずれか遅い日 を改正する法律(平成十六年法律第八十四号) 七十九条とし、第七十七条の次に一条を加える

> に係る手続その他これらに類するものとして公正 除く。)、当該審判手続による審決の取消しの訴え の公正取引委員会規則で定める事項に係るものを 規定による意見を述べ、及び証拠を提出する機会 の規定による勧告、旧法第四十八条の二第四項の 法」という。)第四十八条第一項若しくは第二項 禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下 前の例による。 取引委員会規則で定めるものについては、 要件及び手続、審判手続(速記者の立会いその他 手続、課徴金の額の計算並びにその納付を命ずる 該違反行為を排除するために必要な措置を命ずる 開始決定書の謄本の送達があった場合における当 の付与又は旧法第五十条第二項の規定による審判 む。)の全部又は一部に対し改正前の私的独占の

# (既往の違反行為に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際旧法第四十八条第一項 達がされることなくその行為がなくなった日から 条第二項の規定による審判開始決定書の謄本の送 若しくは第二項の規定による勧告又は旧法第五十 一年を経過している違反行為については、改正後

者(構成事業者が他の事業者の利益のためにする

行為を行うものである場合には、その事業者を含

為のうち同日前に係るものについては、課徴金の 以後になくなったものであるときは、当該違反行 納付を命ずることができない。

る。)については、なお従前の例による。 において当該違反行為が平成十八年一月四日前に 第四項において読み替えて準用する新私的独占禁 み替えて準用する場合を含む。)に規定するもの ての課徴金の額の計算(売上額に乗ずる率に限 は、当該違反行為のうち同日前に係るものについ 開始され、同日以後になくなったものであるとき 止法第五十条第一項の規定による通知をする場合 法第七条の二第一項(旧法第八条の三において読 場合を含む。)又は第二項に規定する違反行為(旧 に限る。)について新私的独占禁止法第六十二条 占禁止法第八条の三において読み替えて準用する 新私的独占禁止法第七条の二第一項(新私的独

- 105 -

平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆平成十七年改正法附則

3 前項の場合における新私的独占禁止法第七条の 読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用 の事業活動がなくなる日までの期間(当該期間 については、同項本文中「当該行為の実行として 二第一項(新私的独占禁止法第八条の三において

> とあるのは、「平成十八年一月四日の前日までの 期間と平成十八年一月四日から当該行為の実行と した期間(当該合算した期間」とする。 しての事業活動がなくなる日までの期間とを合算

合計額」とする。 うち同日前に係るものに対応する部分の金額との の一を下回る場合には、零円)と当該違反行為の 金額」と、「控除した額」とあるのは「控除した 十八年一月四日以後に係るものに対応する部分の とあるのは「その額中当該違反行為のうち平成 定の適用については、これらの規定中「その額」 の二第十九項本文及び第六十三条第一項本文の規 額(当該対応する部分の金額が当該罰金額の二分 第二項の場合における新私的独占禁止法第七条

- 107 -

的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の ないとき、又は当該控除後の額」とあるのは、「私 同項ただし書中「第一項、第四項から第九項まで、 の二第十九項ただし書の規定の適用については、 額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超え 第十一項若しくは第十二項の規定により計算した 第二項の場合における新私的独占禁止法第七条

5

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆平成十七年改正法附則

# (審決及び納付命令に関する経過措置)

第七条 旧法第四十八条第四項、第五十三条の三又 より確定した排除措置命令とみなして、新法第 の請求がされるときは、当該審決を新法の規定に ずるものを除く。)が確定した場合において、当 審決(旧法第八条の四第一項に規定する措置を命 は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による 該審決を受けた者に対して施行日以後に損害賠償

附則第五条第四項の規定により読み替えて適用さ れるこの項本文に規定する合計額」とする。 部を改正する法律(平成十七年法律第三十五号)

は、同項ただし書中「当該納付命令に係る課徴金 れるこの項本文に規定する合計額」とする。 的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の えないとき、又は当該変更後の額」とあるのは、「私 の額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超 六十三条第一項ただし書の規定の適用について 附則第五条第四項の規定により読み替えて適用さ 一部を改正する法律(平成十七年法律第三十五号) 第二項の場合における新私的独占禁止法第

> 2 二十六条の規定を適用する。 前項に規定する審決がされず、旧法第五十四条

業者団体の構成事業者に対するものを除く。)が 九十条第三号に係る部分に限る。)並びに第五項 第二項第二号及び第三号(新私的独占禁止法第 独占禁止法第九十条第三号に係る部分に限る。)、 条、第九十五条第一項第二号及び第三号(新私的 これに従わないときは、当該審決を新私的独占禁 決を受けた者が平成十八年一月四日以後において 五十四条第一項若しくは第二項の規定による審決 令とみなして、新法第二十六条の規定を適用する。 確定した場合において、当該審決を受けた者に対 第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事 の二第一項の規定による審決(旧法第八条第一項 止法の規定により確定した排除措置命令とみなし ものを除く。)が確定した場合において、当該審 は、当該審決を新法の規定により確定した納付命 して施行日以後に損害賠償の請求がされるとき て、新私的独占禁止法第九十条第三号、第九十二 (旧法第八条の四第一項に規定する措置を命ずる 旧法第四十八条第四項、第五十三条の三又は第

## 平成二十五年改正後独禁法全条文 2014-06-14 ◆平成十七年改正法附則

用する。 第九十五条の二並びに第九十五条の三の規定を適

第八条 旧法第四十八条第四項、第五十三条の三又 四日以後においてこれに違反しているときは、当ずるものを除く。)を受けた者が平成十八年一月 規定を適用する。 命令とみなして、新私的独占禁止法第九十七条の 該審決を新私的独占禁止法の規定による排除措置 審決(旧法第八条の四第一項に規定する措置を命 は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による 第十二条 附則第二条から前条までに定めるものの

(政令への委任)

## (処分、手続等に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に東京高等裁判所に 第九条 前三条に規定するもののほか、旧法の規定 引委員会規則で定めるところにより、新法の相当 の規定によってしたものとみなす。 によってした処分、手続その他の行為は、公正取 (東京高等裁判所の専属管轄事件の見直しに伴う

の罪に係る訴訟の第一審の裁判権については、な

係属している旧法第八十九条から第九十一条まで

[他の法律を改正する条は略]

お従前の例による。

## (罰則に関する経過措置)

正規定については、当該改正規定)の施行前にし第十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる改 の例による。 た行為に対する罰則の適用については、なお従前

## 政令で定める。

ほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、

第十三条 政府は、この法律の施行後二年以内に、 の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす するために必要な措置を命ずるための手続の在り 新法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案 方、審判手続の在り方等について検討を加え、そ し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除

## - 109 -

る。